

平成17年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成17年9月2日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員
 1 番 藤村 洋二 2 番 木村 定八
 3 番 太田 秀司 4 番 津田 實
 5 番 田中 良隆 6 番 梶山 幾世
 7 番 三和 郁子 8 番 田中 弘一
 9 番 藤下 茂昭 10 番 中島 一雄
 11 番 田中 博 12 番 田中 孝嗣
 13 番 中田 幸子 14 番 小島 進
 15 番 原田 薫 17 番 辻 藤雄
 18 番 森田 貞雄 19 番 森 申行
 20 番 野洲 健造 21 番 田中榮太郎
 22 番 林 克 23 番 田中 敏雄
 24 番 荒川 泰宏 25 番 河野 司
 26 番 鈴木 市朗 27 番 山本 勇作
 28 番 川口 東洋 29 番 野並 享子
 30 番 小菅 六雄 31 番 長谷川龍一
 32 番 秦 眞治

不応招議員 16番 竹内 孝治

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総 務 部 長	山中 清嗣
市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子	都 市 建 設 部 長	北口 守
環境経済部長	米澤 博	教 育 部 長	島村 平治
監 査 委 員 事 務 局 長	坂口 哲哉	政 策 推 進 部 次 長	東郷 達雄

総務部次長	前田	健司	総務部次長	田中	正二
市民健康福祉部 次長	高田	一巳	教育部次長	高田	利江子
都市建設部 総括マネージャー	堤	文男	環境経済部 総括マネージャー	佐橋	市衛
広報秘書課長	富田	久和	総務課長	竹内	睦夫
企画財政課長	中島	宗七			

出席した事務局職員の氏名

事務局次長	内堀	悟	事務局次長	井狩	重則
書記	川崎	和美	書記	赤坂	悦男

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議第 79号
(専決処分につき承認を求めることについて(平成17年度野洲市
一般会計補正予算(第3号))
質疑、討論、採決
- 第 3 議第 80号から議第 99号まで
(野洲市こどもの家条例他19件)
質疑、常任委員会付託
- 第 4 議第 100号から議第 105号まで
(平成17年度野洲市一般会計補正予算(第4号)他5件)
質疑、常任委員会付託
- 第 5 議第 106号から議第 117号まで
(平成16年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他11
件)
質疑、常任委員会付託
- 第 6 議第 118号
(工事請負契約について(野洲市固定系デジタル防災行政無線整備
工事))
質疑、常任委員会付託

第 7 議第 119 号

(土地の取得について)

質疑、常任委員会付託

第 8 議第 120 号から議第 127 号まで

(滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について他 7 件)

質疑、討論、採決

第 9 請願第 5 号及び請願第 6 号

(だれもが安心して暮らせる保険制度を求める請願他 1 件)

第 10 代表質問

開議 午前 9 時 00 分

議事の経過

(再開)

議長(秦 眞治君) (午前 9 時 00 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員 31 名、欠席議員 1 名、欠席議員は 16 番 竹内孝治君であります。

次に、本日の会議に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、配付しております文書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

議長(秦 眞治君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により、第 10 番 中島一雄君、第 11 番 田中 博君を指名いたします。

(日程第 2)

議長(秦 眞治君) 日程第 2、議第 79 号を議題といたします。

議案に対する通告による質疑はございません。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第79号議案は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第79号議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第79号議案については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第79号専決処分につき承認を求めることについて(平成17年度野洲市一般会計補正予算(第3号))は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第79号専決処分につき承認を求めることについて(平成17年度野洲市一般会計補正予算(第3号))は、原案のとおり承認されました。

(日程第3)

議長(秦 眞治君) 日程第3、議第80号から議第99号までを議題とします。

各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第29番 野並京子君。

29番(野並享子君) おはようございます。議第81号から第98号までの指定管理者制度に関する条例の一部を改正する条例につきまして、質問をいたします。議第81号から第98号までは、指定管理者制度に関する条例改正ですので、トータル的に質問をしたいと思います。

今回、直営とされている都市公園も、今後のあり方で指定管理、公募を検討とあります。また、非公募の施設も4年以内に公募の検討など、具体的な内容も提示されています。これまで一般質問や9月議会での質疑でも、指定管理者制度について当局の見解を求めてきました。基本的には、国が進める方向は、コストを削減し官から民へが基本です。しかし、これまで公共施設は、それぞれの目的に沿って税金を使い建設してきました。公の施設は住民の福祉を増進する目的を持って、その利益に供するための施設であることが地方自治法第244条に規定されています。条例制定の基本は住民利益を基本に策定することが必

要とこれまで発言してきました。この観点から質問をいたします。

第1点目は、非公募と公募に分けられた基準は何なのでしょうか。

第2点目、直営で今後のあり方で現状維持と指定管理に分けられた基準は何なのでしょうか。

第3点目、指定管理で今後のあり方で4年以内に公募と非公募に分けられた基準は何でしょうか。

第4点目、指定管理になり、料金が引き上げられるとか、職員の身分保障が悪くなるとか、問題は発生しないのでしょうか。

第5点目は、指定管理になり、施設運営は公平公正な運営が保障されるのか。

以上、質問いたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 皆さん、おはようございます。それでは、野並議員の議第81号から第98号の指定管理者制度に関わる条例の一部改正について、お答えをさせていただきます。

一昨年9月に、公の施設の管理に関して地方自治法が施行されまして、従来の管理委託制度は市が指定する指定管理者制度に変更されました。従来の管理委託制度の受託者は、市の出資法人、また土地改良区等の公共団体、農協、自治会等の公共的団体に限り受託者とすることができるとして、管理委託を行っておりましたが、今回の指定管理者制度におきましては、法人やその他の団体も受託者として範囲を拡大し、公の施設管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しまして、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とした改正となっております。

まず、第1点目の指定管理者の募集に関してのお尋ねでございますが、地方自治法の改正の趣旨からも、原則的には公募によることが望ましいわけでございますが、しかしながら、何分新たな制度の導入でございますので、各施設の管理運営の現状を踏まえた中で市内の民間事業者で同種の施設管理の実績のある施設につきましては公募といたしましたが、施設の専門性や地域性を考慮いたしまして、多くは公募を経ず非公募で指定管理を行うことといたしました。

2点目の直営施設で現状維持と指定管理に区分したことでございますが、できる限り民間の経営ノウハウを生かし、サービスの向上や効率的、効果的な管理運営が期待できるものに対しては、指定管理者制度を導入してまいりたいと考えております。

3点目の指定管理で4年以内という期間の中で、公募と非公募に分類したことでございますが、制度の趣旨からすべて公募とすべきところではありますが、地域密着型の施設などは公募に馴染まないと判断したものでございます。

4点目の指定管理者制度の導入により利用料金が高くなるかというご心配と職員の身分保障のことでございますが、本市では利用料金制度を採用いたしませんので、利用料金が高くなることはありません。また、指定管理者制度を導入する施設の職員の身分保障の問題でございますが、これに関しましては、その指定管理者となった管理者が決めることでございますが、指定された団体は市の管理を代行することになりますので、労働法規等を含めた法令は守っていただきます。

5点目の指定管理者制度の導入は、公平公正の運営を保障するものであるのかというお尋ねでございますが、指定管理者の指定は行政処分行為でございます。これまでと同様に各施設の条例規則に基づいた運営が行われるものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 野並享子君。

29番（野並享子君） かなり抽象的な発言ですので、具体的にこの今回の非公募と公募に分けられた、この公募になったのはふれあい共同作業所と野洲市デイサービスセンター、この2つだけが公募になっているわけですね。あと残りは非公募ということで、この基準が、今言われた部分ではちょっと合致しないのですが、ふれあい共同作業所というのは、中主のふれあいセンターの中にあるということで、これまでも地域に密着して行政がされてきた内容ですね。こういうところを公募という形にすると、いろいろな、野洲市の中にも共同作業所をされている法人がありますね。そういうところに統合していくというのか、そういう思いを持ってこういう形で公募ということを出されたのでしょうか。デイサービスセンターも同様ですね。野洲市の中には悠紀の里とか、また民間で西村建設とか、いろいろデイサービスセンターをつくっておられて運営をされていますが、そういうところに対して、管理を任せていくという方向性を持ってこういう形をとられたのでしょうか。その点をまず第1点お尋ねをいたします。

2点目のできるだけ指定管理でやっていきたいということですが、現状維持と指定管理の明快な区分的なものがないように思うのです。みんな現状維持、現在直営の部分ですから、クリーンセンターとか蓮池の里処分場、そういうようなものは現状維持で行うという形になっています。あと、中主の児童館とか野洲の児童館、そういう現状維持で直営でや

っていくという方向をとっていかれる、それはそれでこれまでの歴史がありますから、そういう方向で進めていただきたいのです。しかし、公募を検討していくというのが比江の農村公園、乙窪農村公園、そういう農村公園とかいうふうな形になっておりますし、保育園も今後指定管理として公募を検討というような形になっていますので、そういう意味では、方向性としてどういうものを持っておられるのか。先ほど言いました公の施設というのは、住民の福祉を増進する目的を持って利用しているそういう施設であるということで、これまで税金を投入し建設をし、維持管理をしてきたと思うのです。それを民間の人たちに任せていくということですから、この基準が今の説明では全く理解できない。説明になっていない。明確などういう理由で分けたのか。現状維持ということで直営を進めていくというのと、そうではない、これからは指定管理に任せていくのだというその分け方が、ちょっと今の答弁では理解できませんので、もう少し詳しく答弁を、具体的な答弁でお願いいたします。

あと4年以内ということでは期限が付けられていますね。こどもの家の問題もそうですし、野洲市民グラウンドとか体育センター、B & G、体育館とか文化ホール、そういったものは4年以内という形できちっと明確に期限も切られているという意味においては、この4年間の中でいるんな問題が公募という形で本当にいいのだろうかという思いが私はずるのですが、方向としてはどういうことを考えておられるのか。お尋ねをいたします。

4点目の今言われた身分ですね。料金の問題は料金制度を導入しないということですから、この議会の中ですべて決められるということですので、それはそれとして、身分保障の問題ですが、管理者が決めると。労基法は守る、そんなのは当たり前です。労基法を守らないようなそんなものは、もう全く論外の話です。そうではなくて、今どんどん派遣労働とかアルバイト、臨時という形で不安定雇用者がふえていますね。若者の半分が不安定雇用というような現状の中で、年収200万円ぐらいの若者は結婚率も2割ぐらい、300万、400万もらっている若者は6割、7割結婚ということは、若者がきちっとした正職に付ける、結婚し子どもを育てられる、そういう環境をつくってやるというのが必要だと思うのです。民間の企業は、とにかく利益さえ上げればいいということで、どんどんそんな若者の結婚率とか少子化なんて全く度外視で、利益を上げられるために正職を1人首にすれば二、三人パートや臨時が雇えるということで、そういう形で来ているわけですよ。それは民間の考え方で、指定管理者制度もそういう形で行ったならば、同様に若者が正職につくことができない。少子化に歯どめをかけることができないということが今言わ

れているわけですね。ですから、一定今の直営できちっと行われているならばですが、管理者が決めるという形で手を離してしまうわけですね。そうしたら、結局は、行く行くはそういう方向になってしまうのではないかというのを私は懸念するのです。全国的にこういう方向で行ったならば、今でさえも半分しか定職につけない、正規職員になれないという現状をもっと加速させるのではないかという思いがするのです。その歯どめが全くないわけですから、そういう意味でどう考えておられるのか、答弁を求めたいと思います。

5点目の規則に基づいて行うということですね。公平公正ということわざわざ言ったのは、最近でも教研集会をされるのに、大阪の市の運営している施設が許可をしながら取り消しということで、許可しない。それが裁判にかけられて、それは不当だということでやるということになったのですよね。それは、市の公共施設だからそういう形で何とか裁判の中でもいけたけれども、本当に民間の指定管理になったときに、そういう意味での縛りがかけられるのだろうか。民間のいろんなところで最初から申し込んでもだめだというような形で色分けがされないのだろうか。公平公正なそういうものが本当にできるのだろうかという懸念をする部分があるので、そういう意味でこの点の確認をしていきたいと思います。

以上です。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） おはようございます。野並議員の再度の質問の第1点目の公募と非公募の考え方ということのご質問でございます。

私ども市民健康福祉部が所管します今回の施設は、全体で39施設が私どもの部でございます。それで、私どもの部の中でこの指定管理について、施設をどういうふうにしていくかということを検討してまいりました。それで、今ご質問の2施設、野洲市デイサービスセンター、もう一つのふれあい共同作業所、この2施設がご質問のとおり公募でございます。この公募に至ったいろいろな考え方でございますが、1つは、まず現在サービスをご利用いただいている方がいらっしゃいますので、このサービスを低下させないということがまず第一というふうに考えております。それから、公募、非公募、これは公募が原則というふうになっておりますので、この原則に従って考えを進めてまいりました。この2つにつきましては、1つは総務部長がお答えをしましたように、市内の中でいろいろな形で既にデイサービス、共同作業所につきましては、法人等が運営するノウハウを持っている事業所がございますので、この点については、やはり公平に考えていくべきだろうとい

うふうに思いました。

それから、2点目ですが、両方の運営につきましては、経営状況を見ますと、これはある程度経営的にやっていけるというふうに判断をしております。それから、現在のこの2つの施設は長く社会福祉協議会が運営をしております。そういう意味で、今回この指定管理者制度を導入することにおきまして、社会福祉協議会そのものも改めてこの事業を見直して、さらにサービスを向上させていくという意気込みが、現在行われている法人の活性化につながるのではないかとこのように判断いたしまして、公募をいたしました。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 野並議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目については、今市民健康福祉部長がお答えいたしました。

2点目の現状維持、蓮池、またクリーンセンター、児童館、公募になっている農村公園、保育園で方向性をどういうふうに持っているのか、分け方が理解できないというご質問でございますけれども、基本的には先ほどお答えさせていただきましたように、民間の経営ノウハウを生かし、サービスの向上、効率的、効果的な管理運営が期待できるものについては、できる限り次回には、今後につきましてはやはり公募という形でございます。農村公園につきましては、今現在の形態が一部委託になっております。ただ、全面委託にする場合、今現在お受けいただいております地元の関係等々がございますので、できる限り次回までにはその条件整備を整える中で、原課の中で今後工夫していくということで、そういう方向性を出しております。

もう一点の保育園につきましては、もう既にご存知のように、国の考え方、大方民間でできるということで民営化の問題がございます。これにつきましては、今回の指定管理者制度の前提となります、今現在直営でやっている施設、公の施設をどうするかということでございますし、保育園につきましては指定管理者制度以前に民営化の問題等々もございます。そういう中で、今現在保育園については検討してまいっているわけでございますけれども、そういうことを含めまして、今後の方向としてはこの指定管理者の利用についてもできるということでございますので、そういう方向性を出させていただいているということでございます。

そして、3点目の4年以内ということでご指摘がありましたように、こどもの家、また文化体育施設関係でございますけれども、今現在これはそれぞれの団体で実質管理委託を

行っております。今回は、やはりサービスの低下、また市民の方々の、現在まで利用されている中で先ほど申しましたように急激な変化等々の問題もございます。そして、今現在受けていただいている団体もやはり急激な変化がございますと、すぐに一般公募ということになれますと、競争力の問題等々がございます。4年後を見据えて、先ほど健康福祉部長が申しましたように、今現在受託していただいている団体の経営能力の向上、また民間と競争できる力を付けていただくという形で、ずっと非公募ではなく、4年以内には公募の方向ですよということで、基本的な考え方を示させていただいております。

4点目につきましては、根本的な問題でございます、公の施設、民でできるものは民でということでございます。当然、民で運営されますので、その経営者、管理者が経営を考えることでございますので、先ほどお答えいたしましたように、余りひどいような行為をされる場合には、当然指定管理者の団体としては適切でないということに対して指導をさせていただくということでございます。

5点目、教研集会の例を出されているわけでございますけれども、これは先ほどもお答えしましたように、条例規則にのっとって運営をするということでございますので、直営のときと指定管理者になって変わるということとはございません。

議長（秦 眞治君） 野並議員。

29番（野並享子君） 国が進めている基本は、補助金の削減というのがまず出された大もとですね。ですから、それにのっとっていきますと結局は、今社協の活性化になるということをおっしゃいますけれども、活性化とは一何なのでしょう。活性化ということが案外たやすく使われているのですけれども、具体的にもう少し、活性化というのはいったい何を求めておられるのでしょうか。この点をお尋ねいたします。ですから、今現在そういうことに関係して言われたのが、こどもの家も実質していますと、管理している、保護者会が運営していたのが社協委託という形になりましたね。それを今度公募という形で4年以内、お隣守山市では民間の保育園が学童保育所をされておられます。そういうところが公募という形で手を挙げられていったときに、そういうことも検討の余地になってくるのかなと。非公募というのならわかるのですが、公募という形になると、そういうところも含めてなってくる。そうすると、これまで本当に、言ってみたら給料とかそういうものも関係なく子どもたちの健全育成のために頑張ってこられた指導員そのものが、要は競争するということは、賃金を引き下げ、利用料を引き下げるとかいうことですよ。利用料を上げていけば、上げるようなところと、公募してもっと安くできますよというふう

な形で出されたらそっちを選ばれるとしたら、より労働条件は悪くなるし、そうしたら本当に子どもたちの健全育成のために一生懸命やろうじゃなくて、この給料ではということで、趣旨がどんどんと離れていくのではないかと思うのです。今まで、やはり学童保育などは公設公営を保護者が求められてきた内容ですね。そういう思いとどんどんと現実かけ離れた方向に行くのではないかという懸念をするのですが、そこら辺の歯どめというのか、当初行政が公設で建設をされていった、放課後の児童の健全育成のためということで行政がきちっとそういった位置付けのもとにされていた部分が、もうけの対象になっていくということがいいのだろうかという思いがするのです。そういうところに対する歯どめというのか、それはどうなのでしょう。

今、民間の保育園の部分も民営化の方向を国は言っておりますね。しかし、民間の保育園の中身というのは、本当にひどい状況というのか、この滋賀県内でも今までの措置費というのか、定数、それ以上に子どもを保育する。市の監査が入るときには、それ以上受け取っている子どもの名前、いろんなボックス、すべて撤去して、当日はその子どもたちは遠足に連れていくというのが行われているのを、もう大分前から聞いているのです。野洲ではないですよ。そういうような形で、現実そこで保育士として働いておられる方の証言ですから、そのとおりだと思います。給食にしても、市の方に言っている人数の給食の一覧表と、私的で受け取っている人数の一覧表2つつくって、合計で給食をつくっている。監査のときにはこれは隠してしまうというような形が民間で行われて、結局保育士さんの労働強化になっているのです。本来20人の3歳クラスが25人、28人というような状況になっていて、もうこれ以上とてもじゃないけど見られないと言われても、経営者はどんどん子どもを受け入れるという実態があるということが県内で起こっております。公立ではそういうことは絶対ないと思うのですよ。だから、民間での民営化でできるということは、結局本当に保育園として行政が乳幼児の発達の保障をしていく、そういうことができる状況だろうか、と、すごく心配をするのです。

福祉というのはもうかるような事業ではないと私は思うのです。それがもうけられて、どんどん園舎を増築されてどんどんふやしていかれるということはもうかっているからそうなのですよ。その中にはやはりからくりがあると思うのです。そういうことを行政としてご存知の上で民営化がいいとおっしゃっているのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長(山中清嗣君) それでは、野並議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど、第1点目の社協活性化は何かということでございますけれども、指定管理者制度、また民でできる活力等々の問題、大きくはやはり国の考え方、またそういう運営の形態の中で地方の自治体の財政等々の仕組み等も出てきております。活性化というのは、やはりその団体が責任を持って事業を行っていくと。従来の管理委託、任されているからするのではなく、やはり自分たちで行っていく、創意工夫を指定管理者制度の中で生かしていくということで私どもは考えております。

そして、こどもの家等について質問があったわけでございますけれども、4年以内と先ほどもお答えさせていただきましたように、今現在社協に委託をしておりますが、やはり第1点目の答えとダブるわけでございますけれども、やはり単なる管理委託ではなく、指定管理者の中で自分たちが運営していく、また民間でどのような方法をとられているかというので、先ほども再質問でお答えさせていただきましたように、4年後を見据えてその運営されている団体が経営努力等々をされて、民間事業所に対して太刀打ちできる力を付けていただくということでございます。

そして、歯どめはどうかということのご質問でございますけれども、今回条例改正をさせていただきますたら、この後12月議会に指定管理者、そしてまたどの施設をどの指定管理者、期間ということで提案させていただきます。今回、公募になりますところにつきましては、それまでに公募の基準、また外部の方も入っていただきました選定委員会で、先ほど言うておられます安い経済的な問題だけではなくて、選定基準については内容等々も検討してまいりますので、そういうような意味では十分歯どめがかかる。そしてまた、最終的には議会の議決をいただくということで十分かかると考えております。

そして、3点目は今現在、先ほどもお答えさせていただきましたように、利用料金制度はとりません。従来条例で定めている料金、市民に対しての急激な変化等々もでございます。そういう中で、当面の間は使用料でいきまして、利用料金制度の是非についてはまた今後議論をしてみたいと思いますし、また議会で議論もしていただきたいと思います。

そして、民間はだめであるという前提の中でいろいろお話をされているわけでございますけれども、やはり今現在、先ほどもお答えしましたように、従来直営で行っている部分は直営でございますし、管理委託を行っているのは団体に委託をしていたわけでございますけれども、やはり行政としては保育園であればきちっと保育されているか、されていないかというのは十分チェックをしていかなければなりませんので、その辺現実に民間保育

園が多数頑張っておられますので、民の活力を生かして進めるということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 次に、第30番 小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） 議第99号の介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、質問を行います。

本条例の改正は、先の国会で自民党、公明党、民主党の賛成で介護保険法が改正されたことに伴うものであります。しかし、その内容は介護保険制度がスタートして以来最大の改悪でありまして、サービスの抑制、利用料の大幅な値上げ、このままではサービスが受けたくても受けられない事態が発生することが予想されます。

本市においても、今年4月から介護保険料が大幅に値上げされています。その結果、野洲市の介護保険料は県下の自治体で最も高いのであります。そのように、野洲市におきまして保険料の値上げ、一方で今回国において利用料の値上げなど、今や介護保険制度とは名ばかりで、介護締め出しの改正と言わなければなりません。

私は、今回のこの国の方向、またこの条例改正につきましては賛成できないものでありまして、その立場から質問を行います。何点が質問いたします。

1点目ではありますが、先に言いましたように、今回の改正は利用者負担の公平化という名のもと、例えば施設入所におきまして、居住費、食費が導入され、これが全額自己負担となります。このことによりまして、施設入所者は大幅な負担が求められます。例えば第4段階を見ますと、これまで月額負担は約5万6,000円でありました。10月1日以降、これが1割負担に加え居住費1万円、食費4万2,000円、合計8万1,000円となり、2万5,000円もの負担増であります。この4段階の人につきましては、一応所得が比較的高い層と言われておりますが、いわゆる年金収入80万円ぐらいの住民税非課税世帯、すなわち所得の低い層に対しては、大幅な負担増となるのであります。例えば、第3段階を見ましても、これまで月額4万円だったものが10月から5万5,000円、加えて全体に言えることではありますが、負担が新たに導入された居住費は、第1段階は無料ではありますが、第2段階から第4段階は1万円とされておりますが、これは多床室、いわゆる相部屋でありまして、例えばあやめの里などユニット型の個室であれば、これが5万円あります。これから見ますと、さらに大幅な負担増となります。こんなことになると、まさに支払いができなくなる人の発生が心配されます。

簡単に改正の一例を述べましたが、このような大負担増を伴う利用料を本当に支払うこ

とができると思っておられるのか。これでは利用の締め出しであり抑制以外の何物でもなく、本来社会保障制度としての介護保険制度を否定するもので許されません。このことについての見解をはじめにお聞きします。

2点目に、以上述べましたように、今回の改正が施設入所だけではなくショート、デイサービスにおける負担増であります。先に言いました野洲市ではこの4月から保険料が、65歳以上保険料が大幅に値上げされています。そういう中で、年金を超える負担となる人の発生がより一層懸念されます。このような世帯、利用者はどれくらいあると見込んでおられるのか。これとの関係で、これは一貫して主張してまいりましたが、いわゆる所得の低い層への保険料、利用料の減免制度をこの際もっと充実させることが必要と考えますが、このことについての見解をお聞きします。

3点目に、この際市長にもお聞きいたします。今回このような抜本、私から見ますと改悪と言える内容であります。市民の暮らし、健康を守る行政の最高責任者としてどのような見解をお持ちなのか。私は、誰もが安心できる介護保険制度とするため、国の負担をふやすことなど、この間一貫して求めておりますが、市長は自治体と市民の願いに沿って、国に主張すべきことはきちっと主張すべきと考えますが、市長の見解をお聞きいたします。

以上です。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） おはようございます。介護保険条例の一部を改正する条例につきましての小菅議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の居住費及び食費の関係ですが、今回の居住費及び食事負担の改正につきましては、在宅介護の方との均衡を図ることが理由の一つになっております。そして、居住費及び食費の負担限度額の設定につきましては、低所得者層については負担限度額の軽減制度がありますので、基本的には低所得者対策は施されている改正であると考えております。

ご質問の年収80万円程度の方については、80万円を境として、新2段階と新3段階に分かれますが、今回の改正で負担軽減の適用により、新2段階の方々は改正前よりもほとんど負担が低くなりますし、新3段階の方々は少し負担増となりますが、各段階区分ごとの負担額は所得の状況に応じて負担可能な額を設定したものと考えております。

次に、2点目の負担増に関するご質問ですが、施設利用につきましても、先ほど申し上げましたように、低所得者の方々については居住費及び食費の負担限度額の軽減制度があ

りますし、在宅の方についても社会福祉法人等の利用減免制度の条件が緩和され、これの適用を受けるなど、低所得者には一定配慮された改正と考えております。そして、現在市単独で一定基準以下の低所得者を対象に、訪問介護や訪問看護の利用助成もございまして、現段階では市単独で追加の利用軽減は考えておりません。

また、保険料につきましても、来年4月からは負担部分が細分化されることになり、これも低所得者に配慮されたものと考えております。

また、次に年金を超える負担の人数につきましては、その方が受けているサービスの種類、あるいは遺族年金など、非課税年金など把握できない年金がありますので、ご質問の数の把握は困難でありますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、3点目のご質問ですが、既に市長会を通じまして国、県に要望済みでございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 市長の見解は、すべてただいま次長が申し上げたとおりでございますので、付け加えて申すことはございませんが、あえて市長会での活動というのですか、取り組みについて申し上げたいと思います。

介護保険は18年度に大きな見直しをしよう、これが基本的な今の流れなのですね。そこでちょっと余分な話をしますが、野洲市の介護保険料が県下で一番高い、上がった。これはご理解いただいていますように、合併協議の中で見直そうということで見直したのがそれなのですが、あえて18年度に国が基準を改正するであろうということを見込んで、先取りして改正をした。だから、18年度には私は上がらないと思いますから先取りした。今、他町村は低いですけど、他町村はこれ以上に上がっていくと思いますよ。ちょっと補足しておきます。

それと、18年度に抜本的な見直しをしようということなのですが、我々が絶えず申し上げていますことは、国における制度の全般的な見直しをする際には、一方的なことが多いわけですね。もっと言うなら、国の立場で物事を見ていく。こういうようなことですので、我々は市町村の意見を十分に尊重して早期に方向性を先に示してくれと。その結果、市町村の過重な負担にならないように制度を改正してくれと。絶えずこういうことを申し上げて、これは介護保険だけではない、一般的なことも含んででございますが、既にこういうことで5項目ほど県を通じて国に要望しております。特に、おっしゃるように低所得

者対策については国の責任でやれと、こういうことも含んでおります。

そういうことで私の見解について、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 小菅六雄君。

30番(小菅六雄君) 次長答弁をしていただいたわけですが、とにかくにも、今回の国の改正が、これに伴う条例改正でしょうけれども、低所得者対策はとられている、そういう発想そのものが、私は本当に担当課として思っておいでなのか、極めて疑問であります、先ほど言いましたように、これは介護保険制度始まって以来の利用料についての大改正、言葉を変えれば大改悪なのですね。かつてない値上げなのですね。先ほど言いましたように、例えば施設入所が一番大きく影響を受けるわけではありますが、現行特別養護老人ホーム、多床室に入所した場合、これはあやめの里の例なのですから、第4段階で月額7万6200円が約12万円になるのです。今は比較的所得の高い層の話ですが、第3段階、住民税非課税で、例えば年金収入80万円が収入ボーダーラインであります、80万円を超えて81万円になれば第3段階ですね。これまででしたら月額約5万5,000円、これが10月からは9万5,000円になりますね。約4万円の値上げ。先ほど言いましたように、第3段階というのは住民税非課税世帯であります。そして、収入わずか80万円からですね。これだけ、約4万円も値上げになることにつきまして、これは準個室の場合ですけど、低所得者対策がとられているという思い、発想そのものが市の介護保険体制が住民の立場に立っていないと思うのです。本当にそのようなことを思っておられるのか、改めてお聞きしたいと思います。

それと、これは比較なのですから、例えば今市営住宅がありますね。吉地に市営住宅があるので、これは2DKなのですね。当然市営住区は所得に応じて月額家賃が定められますが、聞きますと、現行2万6000円から最高8万2,100円で入居されておられるそうではありますが、これは2DKなのです。今問題となっている、これは比較なのですから、今回ユニット型準個室の居住費は、第1段階では無料、ないのですけれども、第2段階、住民税非課税、年金収入80万円以下の方が1万5,000円、それで先ほど言いました第3段階、住民税非課税、年金80万から266万円は4万円、それで第4段階の人は5万円が居住費になるわけなのですから、これは1Kです。それで、ちょっとお聞きしますと、少なくとも住民税非課税の場合は市営住宅の家賃は最低の2万円前後とお聞きしているのですけれども、これらから比較しますと、いかに今回の介護保険の改正の居住費、物すごく高いですね。それをもって本当に低所得者に対して軽減

対策がとられている、配慮されている、そんなことが本当に言えるのか、そういうことを思っておられるのか。改めてお聞きしたいと思います。

それと、市長は国もある意味では一方的で、国の立場で進めているということでありますが、市長はその前段に、今回の改正について、それはそれで先ほど次長の答弁のとおりこれでいいと思っているということをおっしゃいましたが、これは矛盾しているのですね。今回のこういう抜本的な改正、私から言いますとさっき言いました改悪なのですけれども、このことについては、今言いました居住費の問題とか低所得者も含めて大幅な値上げになる施設入所、これはデイサービスもショートも同じなのですけれども、このことについての見解を、具体的にぜひお聞きしておきたいと思えます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 小菅議員の再質問でございますけれども、先ほども申し上げましたように、第1点目につきましては、今まで5段階であったものが6段階ということで負担緩和もされております。

それから、高額介護サービスに係る利用限度額につきましても、新第2段階の方につきましては、今まで2万4,600円であったのが1万5,000円になったと、そういった配慮もなされておりますし、そしてまたそのほかにも社会福祉法人に係る減免につきましても、利用負担の限度額が80万から150万に引き上げ、きめ細かい対応が図られていると、このように思えますし、また介護保険制度前から入所されていたいわゆる旧措置費入所者につきましても、今年の3月で期限が切れるということでしたけれども、それにつきましても延長するといった配慮もなされておりますので、低所得者対策はできていると、かように考えております。

議長（秦 眞治君） 小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） 次長、現行は施設入所3段階、分かれていますよね。それを、先ほどおっしゃったように第2段階を2つに分けて、第1と第2、第3、第4段階に分かれたのですけれども、そこに年収80万円のボーダーラインができたわけですね。確かにおっしゃったように、第1段階、第2段階では若干軽減になるかもわからないですけれども、問題は新しい第2段階、第3段階にしましても、居住費が新たに加わるわけですね。

1万円。それは多床室の場合ですけれども、今後全体として介護保険制度の中で個室が増えていくと思うんですけれども、これまで以上に。例えば先ほど言いましたあやめのユニット型の準個室であれば、居住費1万円ではないのですよね。さっきおっしゃったように第

3段階、居住費1万円ではなくて4万円なのですね、いわゆる1Kの準個室が。比較は何ですけれども、市営住宅は同じ層の方でも2万6000円で入所されている方もおいでなのですね。それから見ても、何が軽減対策が十分ですか。第2段階も多床室の場合だと若干負担が減るかもわかりませんけれども、ユニット型準個室に入れば大幅な値上げ、それと第3段階の80万円をわずかに越えただけをもって、もっと大幅な約4万円の値上げ、次長、これがなぜ軽減対策が十分なのですか。こんなことを市民に、被保険者に負担を求めて負担能力、支払い能力があると思うのですか。今、国民年金の満額がたしか79万6,000円だったのでしょうか、ちょっと忘れましたが、全国的に平均が月額約4万円ぐらいとか言われているわけなのですから、そんな今回の改正、本当にちょっと言葉は何ですけれども、むちゃくちゃなのですね。だから、言いたいのは少なくとも国が言っているように軽減対策をしている、そんなことをおうむ返しに言うのではなくて、市は市民の実態をもって、その意味からより一層野洲市としての保険料と利用料の減免対策をもっと充実させるとか、それと、市長はこういう具体的な問題をもって、もっと国に意見を言うとか、もっと市民の立場に立たなければだめだと思うのです。そういう立場から聞いているのに、軽減対策は十分ではなくて、実質的にはどう思っているのか。今3回目質問しましたら、それでも同じ答弁なのか。健康福祉部にお聞きしたし、2回目のときも市長、具体的にこの問題でもう一度見解をお聞きしたのですけれども、最後に聞かせていただければ。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 市長、市長とよくご指名をいただきまして、大変ありがとうございます。答えたとおりのことでもうございまして、私の方で答えて違うことも言えない。言うことも必要もございませんので答えたとおりなのですが、ただ我々は制度そのものがこのようにベースに乗ってから議論をすべきではなしに、その以前にこういう方向だと。だから、国においては介護保険料の基準費用額の25%を国が責任を持ってやれとかそういう基本的なことは国に申し上げております。しかし、今ここでそのホテルコストが8万円だからこうだ、町営住宅と比べるとこうだと言われても、ちょっとそういう細かいことは私は存じておりませんので、誠に残念ですが、お答えができないということで勘弁していただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 低所得者対策になっているのかという再度のご質

問でございますけれども、先ほども申し上げましたように、国は低所得者対策をとっておりますし、野洲市独自でも先ほど申し上げましたように、訪問介護の利用者に係る利用料の減免策を今年から独自に行っておりますし、また訪問看護サービスの利用者負担の減免制度につきましても、継続して市単独で行っているところでございます。この点ご理解をいただきたいと思っております。

それからまた、国に向けての要望でございますけれども、先ほど市長が申し上げましたように、野洲市独自といたしましても、介護保険制度の安定化に向けた公費負担割合の拡大ということで、国庫負担金の25%の定率化、そして調整交付金の外枠での確保ということで要望いたしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ただいま議題となっております議第80号から議第99号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定によりまして、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第4）

議長（秦 眞治君） 日程第4、議第100号から議第105号までを議題といたします。

各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

第26番 鈴木市朗君。

26番（鈴木市朗君） おはようございます。ただいま議題となっております議第100号、17年度一般会計補正予算について、数点質問をしたいと思います。

まず、歳入の部でございますが、地方特例交付金、これは説明によりますと恒久減税に対する地方交付金だということで、1億5,006万4,000円というので、交付金が支給されております。また、一方では地方債の補正の中で住民税等減税補てん債で、限度額9,320万円、4,000万に対して限度額が上がっております。これは、ちなみに私の覚えでは、平成9年から3カ年にかけての住民税の減税対策で行われた措置だと記憶をしておりますが、この地方特例交付金と住民税減税補てん債との整合性、これはいったいどういうように解釈していけばいいのか。それと同時に、平成9年から3カ年行われた住民税の減税額、この地方債の補正に関するこのようなことはいつまで続いていくのかをお聞きしたいと思います。

次に、債務負担行為でございますが、地域住宅計画策定事業、これは限度額 7 1 4 万、説明によりますと、公的賃貸住宅のストック事業の策定でございますが、以前にも公営賃貸事業のストック計画の策定が私にあったと記憶に残っておりますが、今回どうしてこのような公的賃貸住宅のストック策定事業を行い、債務負担行為で補正を行われるのか。ちなみに、この事業期間は平成 1 7 年度から平成 1 8 年度まででございます。どういう策定事業をされるのかお聞きしたいと思います。

次に、市債なのですが、合併特例債、補正前の額で 1 3 億 3 , 6 0 0 万、補正額が 9 1 6 万ということで、減額補正されておりますが、今回この 9 1 6 万に対しての補正、これは合併特例債による事業の精査ができたために 9 1 6 万を減額補正されるのかお尋ねしたいと思います。そしてまた、補正後の金額 1 3 億 2 , 6 9 0 万に対する事業名を詳細についてお尋ねしたいと思います。

次に、介護保険事業でございますが、さまざまな部分でただいま小菅議員の方から、質問がこれは条例改正でございましたが、憲法第 2 5 条、国民の生存権、また国の社会的義務の中で、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、国はすべての生活部面について、社会福祉保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないということが憲法第 2 5 条で明記されております。それとは別になりますが、次に介護保険事業の件でございます。

居住費、また食事代がかかることによりまして、2 1 7 万 2 , 0 0 0 円の減額となっております。この減額に関する人数と減免措置を受けられる方の人数をお聞きしたいと思います。また、一方で 2 1 7 万 2 , 0 0 0 円、そうしたものを減額補正して一般会計へ繰り出すということではなしに、何らかの低所得者に対する差し向けというのですか、減免措置、そういうふうにかつこうものを回していけば、介護保険料の支払いに対しても、速やかに私はいくものだと思いますが、そういう方のお考えはどうか。

次に、文化財保護費でございますが、中里コミセンに関する文化財発掘調査委託料、9 4 8 万 9 , 0 0 0 円でございますが、説明によりますと、外部委託から直営にしたために 9 4 8 万 9 , 0 0 0 円という減額がとられております。ちなみに、直営にした場合ですと、これはすべて建築工事費の中に含まれて行われるのか、直営にしたらただで済むのか、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

そして、次に保健体育総務費でございますが、野洲川歴史公園サッカー場管理運営負担金、これは半年分で 8 5 1 万 8 , 0 0 0 円でございます。私どもコミュネット野洲の勉強

会の中でも、いろいろとお尋ねをし、一応納得はいたしました。やはり今後受益者負担という原則に基づいて、やはりその維持管理費というものは、それによって積算していかなければならないと私は考えております。ちなみに、守山市と公園に関する維持負担金は、ここだけじゃなしに野洲川せせらぎ公園にも出しております。その額はいったい幾らになっているのか。そしてまた、野洲川せせらぎ公園においては、私の思いではほとんど野洲の方は使っておりません。そうした中で、せせらぎ公園の維持管理費も出している経緯がございますので、その辺をはっきりしていただきたいという思いです。

以上です。

議長（秦 眞治君） それでは、暫時休憩をいたします。

（午前 10 時 13 分 休憩）

（午前 10 時 30 分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 鈴木議員の議第 100 号、野洲市一般会計補正予算についてのご質問にお答えいたします。私の方から歳入の部でございます。質問の地方特例交付金と地方債補正をあわせてご説明を申し上げます。

今回補正いたしました地方特例交付金、また住民税等減税補てん債及び臨時財政対策債につきましては、普通交付税の算定に伴い、それぞれの本年度交付額及び発行額が確定したものであります。普通交付税の減額補正とあわせて、今回補正計上いたしましたものでございます。

地方特例交付金及び住民税等減税補てん債は、平成 11 年度以降実施されている恒久減税による地方税の減収補てん対策の一環であり、普通交付税と同時に算定されるものでございます。恒久減税影響額の約 75% が地方特例交付金、そして 25% が住民税等減収補てん債で補てんされる制度となっております。また、臨時対策債は普通交付税の基準財政需要額からの一部振り替え額としての措置であり、これらも普通交付税算定時に同時に本年度分が確定するものでございます。住民税等減収補てん債、臨時財政対策債とも、その元利償還につきましては全額を後年度交付税算入により補てんされるものでございます。

次に、債務負担行為補正についてお答えいたします。当初予算におきまして、合併前にそれぞれの町、旧町におきまして作成されていた公営住宅ストック総合活用計画を合併後改めて新市としての公営住宅ストック活用計画を検討、見直し等を行い、野洲市営住宅ス

ストック総合活用計画を策定するための委託料を計上しておりましたが、国の三位一体の改革による国庫補助金から交付金制度への転換の方針により、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法が平成17年6月29日公布、平成17年8月1日に施行されたことに伴い、野洲市としての地域住宅計画を策定するため、2カ年の事業として計上し直すものでございます。この地域住宅計画は、公営住宅のストック計画のみではなく、地域の実情に応じて多様な住宅ニーズを把握し、公営住宅の建設や居住環境の改善整備などを行う住宅施策を総合的に計画するものであります。なお、先2カ年事業として進められている総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画の策定とあわせ、民間賃貸、分譲等の住宅供給の動向も含めた調査を実施の上、策定するものでございます。

そして、お尋ねの恒久減税、先ほども申しましたように平成11年から実施されているものでございまして、内容につきましては個人住民税の最高税率を15%から13.1%の減額分、そして定率減税15%分、そして特定扶養控除額の部分でございます。なお、この影響額につきましては、今申しました形での影響額、前年住民税の影響額が減税影響額ということでございます。75%で地方特例交付金で今年度、昨年の影響額ということで2億5,006万4,000円、そして25%が住民税減収補てん債として9,320万円でございます。

そして、地方債の900万円の減額補正でございます。この900万円につきましては、歳出の方で出てきておりますコミセンなかさと整備事業文化財調査で見えておりました分の減額でございます。そして、当初予算案でご説明をさせていただきました減額後の特例債の事業名、また額でございますけれども、コミセンなかさと整備事業として4億3,430万、そしてコミセンひょうず整備事業といたしまして1億2,790万、そして地域イントラネットワークシステムで1,050万、野洲川右岸線で1億1,600万、そして駅前Cブロック整備で520万、防災行政無線整備で3億6,800万、給食センター整備事業で2億6,500万が内訳でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 続きまして、歳出の部ですけれども、まず1点目の介護保険事業費の特別会計繰出金の減額につきましては、10月1日施行の介護保険の制度改正に伴い、居住費及び食費が保険適用除外となることによる不用分3,300万円

の減額と、一定基準以下の低所得者、概数でございますけれども、70名と考えております - - に対しましての新たに居住費及び食費が保険適用の対象となることによる新規給付分1,561万9,000円の追加との差額1,738万1,000円のうち市町村の法定持ち分に相当する217万2,000円を減額補正するものでございます。なお、この経費につきましては、鈴木議員おっしゃられますように、介護保険の中でも要支援、要介護1の軽度の方に対する介護予防が施されますけれども、一般会計におきましても健康推進課とさらに連携を深めまして、健康づくりの活動をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） それでは、補正予算関係で文化財保護費の関係についてご説明させていただきます。

先ほどの鈴木議員の建築費に含まれるのかにつきましては、それは建築費の中には含まれておりませんので、よろしく願いしたいと思います。そして、ちなみに今の委託料の関係でございますが、コミセンなかさとでございますが、当初960万円の委託料を見ておりました。それで、発掘調査面積はおおむね600平米でございます。今回、直営ということで範囲が広がったということから、おおむね1,100平米の調査費を見るものでございまして、直営でその面積でいきますと575万7,000円の調査費経費でございます。ただし、この経費につきましては課職員の人件費等は含まれておりませんが、そうした人件費が、おおむねその調査が3カ月ぐらいということで見ますと100万円ぐらいかかるというにしても、委託料より直営にする方が6割ぐらいの経費で済むかと概算しております。

以上、答弁いたします。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） せせらぎ公園の負担についてということでご質問がございましたので、私の方からお答えをさせていただきます。

せせらぎ公園というのは、うちの方ではふれあい広場というように呼んでおりますので、ご了承お願いしたいと思います。この負担につきましては、うちの方から守山市にお支払いということではなしに、守山市からうちの方に分担金としていただいております。負担率は2分の1でございます。ちなみに分担の額ですが、平成16年実績では272万1,000円、本年度の予算では292万3,000円の守山市からの分担金を見込んでおり

ます。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 先ほど、鈴木議員の質問で1点回答が漏れておりましたので。

期間でございますけれども、当分の間という形になっております。当分の間の解釈につきましては、恒久的減税に伴う補てん措置の一部が定めたもので、恒久減税が実施されている期間ということでございます。つまり、この恒久減税制度が将来の地方税制の抜本的改正等が行われるまでの間継続されるということで、期間は明確になっておりません。そして、先ほど住民税等減収補てん債と申し上げたのですけれども、減税補てん債でございます。訂正させていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 鈴木市朗君。

26番（鈴木市朗君） それぞれご回答いただきましたが、まず地方特例交付金からお尋ねをしたいと思います。

平成11年度より、私も9年度からということをおっしゃっていましたが、勘違いいたしました。平成11年度より住民税等の減税がございまして、そういう中でただいま地特例交付金につきましては、恒久減税ということで1億5,006万4,000円ということでございます。ただいま部長から説明がありましたように、恒久減税と申しましても、当分の間ということですね。今現在、税調が出しておる増税、これが配偶者控除や高齢者、サラリーマンに対する課税の強化、そういうものを考えてみますと、この恒久減税というようなものは名ばかりで、実際本当に痛みが来るのは市民であって、本当にこういうことではないのかなという思いを持っております。今回の増税に関しまして、市長はどのような見解を持っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、債務負担行為の補正でございますが、合併により市営住宅に対するストック策定事業だということをお聞きいたしました。これは以前にも旧野洲町単独、また恐らく旧中主町単独でストック事業策定を行われていると思いますが、そうしたものを今後どのような整合性をもって取り組んでいかれるのか。その辺をお伺いしたいと思います。

合併特例債につきましては、事業面についても説明をいただきましたので、省略させていただきます。

次に、介護保険事業でございますが、次長の説明の中で該当者数、70名ということで

1,500何がしかということをお聞きしたのですが、対象となる人数と対象外となる人数をしっかりと報告していただきたい、このように思います。そしてまた、この211万7,000円については、高齢者福祉とかさまざまな部分で使っていくという回答がございましたが、例えば211万7,000円を有効に使うとしていけば、どのような形のものを取り組まれるのか、お知らせ願いたいと思います。

次に、住宅ストック事業との整合でございますが、土木費の中に住宅管理費がございます。この中にも地域住宅計画ということで、76万7,000円という減額がとられているわけですね。ただいま申し上げましたこの補正の額と住宅管理費の減額の額との整合性というのはいったいどういうように考えていったらいいのですか。その辺の説明を求めます。

次に、文化財保護費でございますが、ただいまの説明の中では直営にすれば6割で済むという回答がございましたが、今後教育部局に限らず、他の部門でもこうしたものを直営でやっていくという考え方はあるのか、ないのか。その辺をお尋ねしたいと思います。

そして、次に保健体育でございますが、野洲川歴史公園サッカー場管理運営負担金、6カ月分で851万8,000円、中長期的なシミュレーションを出すということは非常に難しいと思いますが、使用料等のこともございますので、私が申し上げるのは、あくまで受益者負担というものを、全額ではないですよ、当然市民の健康増進に寄与するものですから、これは大いに取り上げてどんどんやってもらわないと困るわけですが、ある程度限られた人、特定でやっていくのですから、守山市と調整をしながらやってもらいたい。そういう考え方はあるのか、ないのか。お聞きしたいと思います。

そして、またふれあい広場、守山市から分担金を2分の1いただいていると。たしかこれは工事費が、僕の記憶では7,000万ほどかかっていると思うのですよ。そのうちで、旧野洲町の負担金が3,500万、守山市が3,500万、広場の内容を申しますと、ホテルが飛ぶ川をつくり、せせらぎがあってホテルが飛ぶ、そしてまたエントランス広場で守山市、野洲町がそれぞれの催しをするということでできております。休憩時間中にこういう話を議員にしておりますと、そんな昔のことどうでもいいではないかというようなニュアンスのことがあります。ちなみに、やはり私たち野洲市では、272万という持ち出しを現にしておるわけですから、やはり272万というものも今後見直していかなければだめだと。10年すれば2,720万になるわけですからね。大きな事業が1つできるわけですから、全くゼロというわけにもいかないわけですからね。現状と効果、費用対効

果、そういう部分については僕は大きなマイナスだと思います。当初イメージとは全く違う形で今のふれあい広場があるわけですからね。そういう方をどのようにお考えなのか、再度お聞きしたいと思います。

以上です。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 鈴木議員の再々質問にお答えさせていただきます。

市役所の行政の事業全般を、先ほどの文化財発掘調査を含めまして直営でやっていく考えはあるのかというご質問について、全体ということをお聞きいたしましたので、私の方から答えさせていただきます。

直営、また民間委託等々の関係でございますけれども、やはり内容等々でどちらがベターなのかで検討し、選択していきたいと考えております。

以上、お答えさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 先ほどの介護予防の低額の対象者でございますけれども、70名と申し上げましたけれども、現在野洲市で施設介護サービスを受けておられる方が、概数でございますけれども、270名おられます。そのうちの70名が今の対象者になると、低所得者に当たるということでございます。

それから、217万の減額のことですけれども、先ほども申し上げましたように、はっきりとこれに充てると申し上げられないのが実情でございますけれども、本市で策定いたしましたほほえみやす健康21プランの推進に充てまして、パワーリハビリとか、ふれあいサロンとかいった事業を充実させていきまして、転倒防止、また今ふえております認知症予防と、そういったものにも力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 鈴木議員の再質問にお答えしたいと思います。先ほど総務部長の方から全体的な委託の件については答弁がありましたように、文化財につきましても、できるだけ文化財の調査を遅らせないという方針のもと、直営と委託をできれば2本立てしていきたい考えを持っております。

次のサッカー場の関係でございますが、受益者負担につきましてでございますが、これにつきましては、守山市の使用料条例に基づきまして、サッカー場の使用料については徴

収していくわけですが、できるだけ収入を上げるように、効果的な契約等も、両市がお互いに努めていきたいと思えます。さらに、そうした協議会といいますか、今年度につきましては10月からということですので、そういう設置機関等がございませんが、新年度からにつきましては両市がサッカー場を運営する協議会等を設けるといようなことも聞いておりますので、そうした委員会等で検討していきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 鈴木議員の再質問の中で、住宅の方の補正の関係で委託料の減額について内訳をとということでしたので、お答えをさせていただきます。

当初予算で本年度住宅のストック計画を立案するということで270万2,000円を見込んでおりました。これは単年度でということでしたが、先ほど当初の説明がありましたように、法律の改正によりまして交付金が変わるということで、2年間事業となりましたので、今年度分は214万2,000円、18年度と合わせまして714万円の全体事業費ということで、今年度分の270万2,000円、当初から214万2,000円、今回変更の分を引いた56万円が減額ということになりましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

それから、ふれあい広場の方の現状と評価、効果についてでございます。考え方をということですが、ここにつきましては守山側にあるということ、先ほども野洲市民はほとんど使っていないのと違うかというようなご指摘もございましたが、最近の調査ではないのですが、平成15年に5カ月ほど調査をさせていただいた時点では、4月から8月だったのですが、約1,000人と。ですから、年間2,000人程度は利用されているということですが、今後ともまた利用につきましては工夫して行って、できるだけたくさん利用していただけるようなことを考えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 直接100号議案には関係がないのですが、増税はという言葉がございまして、市長はどう思っているのかと、こういうことでした。

基本的には、税は公平でなくてはならないと、こういう理念ですが、国の方針としては

地方税については減税方針をとっております。そこで、3月の議会で配偶者控除あるいは高齢者控除を削っていった税金が上がる結果になったのですが、総体的には減税なのですね。だから、それはやっぱり必要に応じた税源を求めていこうという一つのねらいの中で行われたものでございますが、やっぱり我々としては地方税は増税というよりも増額が望ましい。それを市民の皆さんに2倍なり3倍にして還元していく。これが我々の仕事ですから、税源があればあるだけ福祉の向上が図れていくのではないかと。先ほども出ていましたように、高福祉には高負担が必要なのです。だから、これは致し方のないことなのですが、しかし、それも私どもは三位一体の改革、そのことによって地方に負担を着せないように国は考えてくれと、いまだに方針が出ていないということでございますので、その辺についてはしっかりと国に要望していかなければいけないと、こんなふうにも思います。

それと、若干こっちの話なのですが、今のいわゆる善外の堤ですね、あれについては、守山市がかなり、ホタルの水路をつくろうということで、守山市が投資されて、ましてあそこはポンプが付いているんですね。それで水揚げて川に流しておられる。非常に維持費が高く付くんですね。ただ、基本的なことは野洲川改修の基本に、新しくできた高水敷はそれぞれの属する当時の町村が管理せいと、こういうルールになっているんですね。だから、あれだけの下流からずっと上流、石部頭首工までの高水敷はそれぞれの町が管理をしないといけない、こういうことです。だから、管理をする上において草がぼうぼうと生えて1年間に一遍草刈りをすると。これも管理ですけれども、そうではなしに、やはり市民の皆さんにはいろんな広場として利用していただくというのは、これも一つの管理ですから、そういう方法で管理をしていかなければいけないということで、あれは守山市がお金を投じて、善外堤は野洲町の領土なのですが、やってくれた。しかし、維持管理についても守山は半分持ちなさいよと。これだけの川をつくってポンプで水揚げしてくれる、金を野洲町持つのかないませんとって持ってもらうことにしたということで、270万が高い、安い議論はございますけれども、そういう意味で今維持管理をしているということでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 答弁漏れがありましたので、申しわけございませんでした。広場負担金の見直しについてということですが、これにつきましては活用の方は今後とも続けていくということでございますので、できるだけ経費節減に努めて負担の方が安

くなるように努めていきたいというふうに考えております。

それから、住宅ストック計画、以前に測定した住宅ストック計画との整合性はどうこととでございますが、今回新たに策定いたします計画につきましても、旧2町のストック計画を基本にしながら、新市まちづくりに沿った計画とするように考えていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） はい、どうぞ。

26番（鈴木市朗君） 細部にわたって答弁をいただきましたので、詳細にわたって質問はもういたしません。市長がただいま税改正の中で、増額ではなしに何とかと、2つの言葉を使っておっしゃいましたが、やはり何といても配偶者控除38万、そしてまた高齢者50万、またサラリーマンに対しては125万、住民税課税、そうした中で税算定をしてみますと、これはもう増税になるのは決まっているのですよ。増額ではないのですよ、増税なのですよ、これは。やっぱり市長、はっきりとそういうおかしなことを言わないで、いや値段上がりますよと、皆さん済みませんと言わないといけないと思うのですよ。お願いしますと。そのかわりに行政の施策の方で必ずこういう形でお返ししますということとをきっちり約束をしていただかなければ、一市長たる者はおかしな言葉を使ったらだめですよ。

そしてまた、後で代表質問の中でも触れていきますが、やはりさまざまな部分で来年度予算に反映させていかなければならない部分が多々あると思うのですよね。そういう部分でひとつ市長の器量を十分発揮していただきたいというような思いを持っておりますので、要望として申し添えておきます。

以上です。

議長（秦 眞治君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ただいま議題となっております議第100号から議第105号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第5）

議長（秦 眞治君） 日程第5、議第106号から議第117号までを議題といたします。

各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

第 29 番 野並享子君。

29 番（野並享子君） 議第 106 号平成 16 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について質問いたします。

平成 16 年度決算は、政府が進める三位一体の改革の影響により、税源移譲は少なく、交付税や補助金の削減が大幅になった決算です。今回は 10 月の合併からの半年の決算であり、しかも合併に伴い歳入や債務や基金を持ち寄り、未済や不納欠損に関しては今決算で明らかになったものです。また、合併に伴い、これまで要望してきました乳幼児医療費無料化を就学前まで行い、通院も含め無料にしたり、祇王の学童保育所の建設や北野学童の増築や幼稚園の 3 年制に向け園舎の増築など、評価できる点はあります。通年決算でないため比較対照ができませんが、基本的な点でお尋ねをいたします。

第 1 点目、三位一体改革の影響で交付税や補助金などの削減は幾らになったのか。

第 2 点目、市税や負担金や使用料などの欠損額や収入未済額は、通年の決算額であり、これが今後のベースになると考えますが、全県的な数値と比較し、どのような位置にあるのか。また収入未済の現状分析をお尋ねいたします。

第 3 点目、公債費で返済、元金、利息を合わせ 20 億 4,886 万円、歳出総額の 15.8% となり、歳出の節別構成比では、工事請負費に次ぎ 2 番目であります。款別では民生費よりも多く 3 番目であります。歳入でも、市債は 41 億 4,510 万円、庁舎改修に 3 億 1,900 万円、野洲小学校の 5 億 9,600 万円、その他の補てん債に 23 億円あります。款別では、30.8% の構成比率です。監査委員の指摘にもありますように、経常収支比率が 97%、公債費率が 16.9% であり、財政の硬直化が懸念されています。償還残高も 16 年度末で 237 億 9,000 万円で、滋賀銀行に対し 36 億 1,500 万円となっています。市民 1 人当たりの借金は 86 万 8,482 円です。この点の見解を求めたいと思います。

第 4 点目、16 年度当初予算でも、また野洲市の当初予算でも指摘しておりますが、同和施策を見直す点です。旧中主町では同和对策審議会も廃止され、一般行政で進める方向を出しておりましたが、野洲市となり、同和对策審議会が復活され、逆戻り現象となりました。16 年、17 年度で建て替えがされました和田地先の市営住宅は、一般財源で建て替えが行われました。しかし、入所の募集は和田地域の方が優先となっており、一般募集は行われていません。法律は終了し、一般財源で建設されたにも関わらず、特別な状況を温存するのは、公平公正な行政とは言えません。この点の見解を求めます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 野並議員の議第106号野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目の三位一体改革の影響による交付税や補助金などの削減額についてのご質問について説明いたします。

16年度決算における三位一体改革の影響額とのご質問でございますが、国庫負担金の恒久的一般財源化に伴うものとしたしましては、公立保育所への児童措置費負担金をはじめ、介護保険事業の介護認定事務費交付金、児童手当事務費、在宅福祉事業、介護予防分等がございます。その合計額は1億2,370万円程度に上るものと推計しております。また、交付税総額の抑制による影響額としたしましては、臨時財政対策債、普通交付税交付額を合わせて3億8,264万1,000円に上りました。一方、一般財化の税源移譲措置として創設されました所得譲与税は旧2町合わせまして8,088万4,000円です。これらの項目を差し引きますと、16年度における影響額はおおむね4億2,700万円程度と推計しております。

次に、第2点目の税や使用料の収入未済額についてお答えいたします。ご指摘のとおり、決算書の収入未済額は平成16年度通年の額であります。まず税についてであります。平成16年度決算速報値に見る他市町との比較では、県下33市町の中で12位でございます。湖南4市ではトップの収納率となっております。また、滞納者への対応としましては、収入や財産状況の調査の上で個別指導等を行い、長期滞納とならないよう鋭意努力をしております。また、今年度納税推進室を設置し、徴収体制の充実も図っているところでございます。

次に、保育所保育料及び公営住宅使用料であります。県下市町の状況については、公表された資料や県への報告の制度もございませんので、捕捉しておりません。保育料につきましては、退園勧告ができないという制限の中で、園長による納付指導を含め、可能な努力はしております。また、住宅使用料は事業が低所得者対策であるため、収納状況は景気にも左右され、未納の改善は困難の一途をたどっております。しかし、悪質な滞納者には明け渡し訴訟を起こすなど、公平性の確保に努めております。

次に、第3点目の公債費についてお答えいたします。地方債残高につきましては、質問の中の償還残高237億9,000万円は一般会計の残額であります。市民1人当たりの額86万8,482円は全会計の額でございます。通常は普通会計での比較となります。

で、野洲市の平成16年度と湖南4市の平成15年度の比較でお答えします。

まず、市民1人当たりですが、野洲市が49万1,043円で、湖南4市の単純平均額は49万1,435円で、わずかでありますが下回っております。なお、栗東市に次いで2番目となります。また、一般財源公債費率16.9%は、4市平均の17.2を下回っており、草津に次いで2番目となっております。ご指摘のとおり、普通会計におきましては財源構成が硬直化の傾向にあります。これは、市民サービス向上のため、他市に比べ特に充実してまいりました公共施設の建設費等に充てた起債によるものであり、後年度にも負担を分散し、市民の税負担の均衡化を図ったものであります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 総務部次長。

総務部次長（田中正二君） 次に、4点目の同和施策を見直すことについてお答えいたします。

本市の同和問題の解決への基本姿勢につきましては、法があるなしに関わらず、部落差別がある限り同和問題の早期解決を市政の重要な施策として位置付け、諸施策の総合的、計画的な推進に努めなければならないと考えております。そのため、現在本市の同和対策事業を進める上でも基本となります計画を、平成17年度のできる限り早い時期に策定すべく両地域の詳細な実態を調査把握し、それらをもとに新市におけるこれからの同和対策の方向性を示すこととし、その作成にあたっては、県内外あるいは近隣の取り組み状況を踏まえ、行政内部あるいは同和対策審議会において検討することといたしております。

そこで、同和対策審議会に野洲市の今後の同和行政のあり方について意見を求めるため、本年3月開催の同和対策審議会において市長から会長に諮問をさせていただいております。このことから、現在審議会において答申に向け、鋭意審議を重ねていただいております。なお、新市の基本計画が策定されるまでの間は、旧両町の計画を継続することで、同和対策審議会にお諮りをし、承認を得ておりますので、市営住宅への入居に関しましても、野洲市公営住宅管理条例入居選考規定の中で、これまでの同和対策事業として、以前と同様の取り扱いを設けております。また、地域の事情に合わせた施策として実施をしております。

いずれにいたしましても、早期に同和問題の解決を図るように推進していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 野並享子君。

29番（野並享子君） 第1点目の三位一体改革の影響がマイナスの分、そして住民の負担のふえた分、トータル差し引きで4億7,200万円、大きな部分だと思います。結局、税源移譲というのが8,000万そこそこというのでは、やっぱり話が違うという状況ですね。地方の時代、地方の時代と言われ、仕事だけは回されて税源移譲もされないというような状況では、これはやっぱりもっと強力な地方自治体から発言をしていってもらわないと、国がまだ策定していないというふうな、そんな甘っちょろいのでは、結局これは地方の財政の中でどこかが削られていく、借金をふやさざるを得ない。前年度当初と同じような事業を行おうと思えばそういうような形になりますから、本当に納めた税金がきちっとそれぞれの国民一人ひとりに還元されるようなことを、もっと強力に求めていっていただかないとだめだという結果ではないかと思います。

こういう中で、今3つ目に質問いたしましたように、それぞれの借金がふえていっておりますから、湖南4市の平均ということで、全体的にふえていっていますから、ふえていった中で、ちょっと上だとか下だとかいうふうな、そんな部分ではないのですよね。毎年、毎年ふえていって、結局は国は赤字国債を発行して、国債を償還するためにまた国債を発行する、市の財政においても何かそんなことになりそうな状況になっているのではないかという思いがするのです。指摘しておきたいのは、合併特例債をどんどん発行していくということに対して、やはりきちとした展望を持たないと、結局交付税で算定されるなんていうのは、まゆつばものもいかげんな状況ですので、そこら辺を市としてどう計画をされていこうとしているのか。特例債10年で本当に使い切ろうとされているのか、そういう問題に対してどういうふうな見解をお持ちなのか。1人当たりの借金をどの程度まで下げていく、赤字市債の発行というふうな形にならないような状況にするためにはどのぐらいを思っておられるのか。次の18年度の予算においても、そういう考え方がやはり反映すると思いますので、市の考え方をお尋ねしたいと思います。

最後にお尋ねいたしました同和施策の見直し、これは諮問をしているその答申を受けるまでは、それまでの両町のを適用するというのでおっしゃいましたが、しかしもう法律もなくなり、そして和田地先の住宅は一般財源で建てたのですよ。ですから、当然一般市民に公募をしていくというのが当たり前の話だと思うのです。ですから、建て替えますから、今までの建て替えのときにはそれまで入所されていた方を優先する、それはわかるのです。それはどこでも同じですから。ですからそれはわかるのですけれども、残りの

部分ですね。残りがあるのです。その残りをどうするのかというのが大きな問題なのですが、これが一般公募されない。その地域の方に限定して入居してもらおうと。これは本当に逆の立場での差別ですよ。一般財源で建てていながら、もう法律もなくなっている。残ったあいた部屋は、旧来の、以前と同様の基準でいくとかいう問題ではなく、現時点においてもうそういう事態なのですから、当然公募をするというのが当たり前だと思うのです。あとをどうされるのですか、ここ。退所される方がおられますでしょう。空きになったときにはきちっと公募をされるのですか。一番最初からこういう方法では、私は問題だと思うのですが。それと今後の方向、諮問をしておられる行政の方向性がどんな諮問をされているのか。それが問題だと思います。白紙で諮問をされていて、その審議会の中から出てくるのか、それともこういう方向性というのを打ち出してされている方向になっているのか。やはり法律がなくなったのだから、同和行政を個別の対策も含めて一般施策化していくというのが私は現時点における状況だと思うのですが、こちら辺の答弁を求めたいと思います。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 野並さんの質問で、三位一体の改革については野並さんと私は同じ意見なのです。偶然にも全く等しいご意見をさせていただいて感謝を申し上げます。

三位一体の改革は、非常に言葉の上では地方分権の名に成り立った言葉でいい言葉なのですが、肝心の最後の1つが発揮されていない。それが私たちは今非常に危惧に陥っているところございまして、18年度はどうなっていくのだろう、国は18年度で切りを付けると言ってくれますが、もともと3兆円を地方税源として移譲しよう。このうちの実現ができたと言っているのは2兆4,000億、それも現ナマではないですね。いろんな施策の中で差し引きしてこうだと。あとの6,000億についてもどうもそのようですよ。公共事業でふやしてやろう、何でふやしてやろう、この部分削ると。だから我々が思うのは、はっきりした税金で、それも先ほど出ていましたように、市町村民税、地方税では上げるなど、個人の所得税を地方に回せと、こういう要望をいたしておりまして、はっきりとやはり6,000億は現ナマで交付してほしいと。地方交付税においても4兆円から削っているのです。だから、そういうことをしながら、やっぱりはっきりしてほしいというのが我々のねらいですから、どうも18年ではいけないように思います。19年にかかっていくのではないかと、こんな思いもいたしますが。

それともう一点、起債の残高についてどう思っているのかと、どこまでやるつもりだと、こういうことなのですが、おっしゃるように非常に多額の起債を持っているのですが、これはルール分ですから、国が認めたルールの中での借金ですから、ましてこの3分の1ぐらい、確たる数は持ってありませんが、やっぱり元金も利子も補てんをしてやろうという一つの起債がございますから、そう私は心配はしておりませんし、20年ぐらいのパターンで償還していく。私は前にはよくこういうことを言ったのですが、起債は公共事業の先取りだと。一つの学校を建てるのでも、金がないから建てられないということではなしに、やっぱり新しい学校を建てて、校舎を改築して、今現在を生きる子どもさんにいい環境で教育をしてもらう。それを20年越しで先取りするのだと、こういう思いを言ったこともございますが、余りそれは適当な言葉ではないかもわかりませんが、今の経済事情の中では、ややもすれば危ない言葉のように思いますが、そういうことで公共事業を先取りしてやってきた、こういうことですので、そう心配をしていただかなくても、公債費率は国の定められた範囲内でとどめるということで進んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 野並議員の再質問にお答えさせていただきます。

三位一体改革、また公債費についての基本的な考え方を市長の方から述べましたので、合併特例債を10年で全部使い切るのかということをご質問受けておりますので、今現在合併協議におきまして、どの部分に合併特例債を充てるかという協議が住民の参加の中で成立しております。しかし、今現在地方自治体をめぐる税込、歳入が厳しい状況でございますし、起債比率も当然その収入が少なくなって事業の拡大の中で高くなってきております。そういう中で、できるだけ今現在の特例債を、制度利用はやはりやっていかなければなりませんので、やっていくべきでございますので、しかしむやみやたらな特例債、起債と、認められた範囲全額ということは当然考えておりませんので、できるだけその事業内容等も精査し、当然将来的な投資の効果等も勘案しながら運営してまいりたいと考えております。しかし、公債費率につきましても、今現在全国の市町村が、先ほど湖南4市で申し上げたのですけれども、全国的にもやはり当市と同じような率の中にあります。そういう中で、できる限り起債比率を下げるような工夫等々を行ってまいりたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 総務部次長。

総務部次長（田中正二君） 再質問にお答えいたします。先ほどの一般財源で公営住宅を建設していると。これは一般事業として建設をしているということで、いわゆる従前の地対財特法、これにつきましては14年3月をもって効力を失うということで実施され、一般対策として移行されています。これは補助金サイドの財源裏打ちの話で、国庫補助金等は一般施策で対応されたと、こういう形でございます。なお、住宅施策においても、対象地域、または対象地域の住民を対象に限定した国の特別対策は、平成13年度をもって終了することになっておりますが、依然として歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されているという実態をかんがみ、住宅に係るニーズ等があることから、平成14年度も引き続き承継することになっております。先ほども言いましたように、住宅の入居選考につきましては、公営住宅の第25条の規定及び野洲市営住宅管理条例第10条第5項の入居規定に基づいて実施をしているもので、市民を対象にして、その地域の特に歴史的環境、いろいろな社会条件に基づいて悪くなっている方を優先していると、こういうふうな状況でございます。

また、諮問の部分でございますけれども、今後の同和行政のあり方について、今実態調査等を実施し、それを一つの資料としながら、今後のあり方について審議会に諮っているような状況でございます。一応、過去の部分、近隣の状況、それから地域の実態、実情、こういうものを考えながら審議会で検討して答申を出していただく予定になっております。

以上です。

議長（秦 眞治君） 野並享子君。

29番（野並享子君） 決算の中で、今言われた公債費率16.9%、これはもう黄色のランプがついていますよね。これを湖南の中でどうのこうのというふうなのではなくて、黄色のランプのついているということは、やはり硬直化していつているのですから、やはりそういう意味での、とにかく起債を発行してという感覚に陥らないでどうするのかということを十分に考えてやっていただきたい。

そして、合併特例債の中で特に急いでやってほしい内容もあります。滋賀銀行のところがいつも集中豪雨になったら水があふれるという意味では、排水対策を合併特例債の中でやるということが書かれておりましたよね。ですから、優先順位を付けてやらなければならない、住民生活と密着している、今たちまち、とにかく長年住民の皆さんが困っている

という問題について急いでやっていただかなければならない、そういう部分に関しての順番付けというのが必要であろうかと思えます。そういう部分も含めて、検討を十分にしたいと思っています。

それと、同和対策の部分ですが、市営住宅の入居、前の町営住宅の入居のところで、同和地域の方を優先するような項目があるのですよね。やはり、それがもう既に旧法の、昔あった法律のまま踏襲している部分ですから、これはもう今の時代に合わない。それを今引き続きやっているということで、今答弁になったと思うのです。ですから、やはり現時点の国の法律に基づいた条例になっていかないとだめだと思えますので、そこらあたりは今諮問している中で、現状に合ったような内容での諮問になっているのでしょうか。歴史的などうのこうのとおっしゃいますが、地域改善は、もう国は終わったのですよね。格差はない。あとは所得です。就労がどうのこうのというのも、今は本当に皆さん大変です。倒産して仕事がなく、派遣労働で収入が3分の1になったというような方も聞いています。50代の人でも仕事がない。もうとにかく生活するために正職なんて言っていられないから派遣労働ということで、職を選ばざるを得ないという人も聞いていますし、住宅に関しては、立ち退きを要求されているという声も、私聞いている方あるのです。そういう市民の皆さんでたちまち住宅困窮しているような状況の方もある中で、この同和地域に住んでいる方の二世、息子、次男の住宅をとということで地元でそういう話をされているということなのですよね。所得に応じてとか困窮度に応じて入所の基準があるにも関わらず、超法規的なといいましょうか、そういうのを度外視したような入所をさせていくというのは、やはり本当に公平公正な行政ではないと思えますので、どういう方向で今進めていっておられるのか。ちょっと姿形が見えませんが、その点をご答弁お願いいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 野並議員の再々質問にお答えさせていただきます。

合併特例債の件でございますが、議員もおっしゃいましたように十分検討をということでございます。先ほども申しましたように、合併協議の中で合併特例債を充てる事業等を市民の理解を得て策定しているわけでございます。そういう中で、全体的な市行財政の問題がございまして、そういう中で、今現在策定中の総合計画等を合わせまして、行財政改革をこの2カ年をかけまして策定していく予定でございます。そういう中で、今その面を含めまして内部で検討しているという状況でございますので、ひとつご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 総務部次長。

総務部次長（田中正二君） 野並議員の再々質問にお答えいたします。

同和対策審議会の中身がもう少し見えてこないというようなことですが、これにつきましては先ほども申し上げましたように、地域の実態調査を旧中主町の方でも今年度実施をしています。そういった経緯経過、それから旧野洲町におきましては平成15年度に実態調査等を実施しています。それらをもとに、審議会の方で今後の同和行政のあり方を検討してもらうということで、以前から同和対策につきましては、一般対策の有効かつ適切な活用を図ることは当然のことでございますけれども、一般対策としてどうしてもできないもの、これはまた特別対策ということ、あるいは一般対策との工夫でそれらの効果を推進していくという考え方は今でも持っております。そういった事柄を踏まえながら、審議会の方でまた審議をお願いすると、こういうふうな形をとっていきたいと思っております。ちなみに、先ほど来住宅の関係の地域の実態の入居の関係につきましては、湖南の部分につきましても、やはり地域の実情でその地域の事情の中での入居選考が行われている箇所はまだ残っておるのも現実の姿でございます。できる限り、一日も早い同和問題の解決に向けて努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ただいま議題となっております議第106号から議第117号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第6）

議長（秦 眞治君） 日程第6、議第118号を議題とします。

議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

第18番 森田貞雄君。

18番（森田貞雄君） 防災行政無線整備工事について質問します。

この議会に提出されました野洲市防災行政無線整備工事の中で、親局は庁舎、この2階に置かれることになっております。その経過について説明を求めるものであります。

1番目に、庁舎が壊滅状態になったとき、この無線装置は十分機能するのか。

2番目に、過去に説明の機会があったときに、庁舎はどれだけの震度に耐えられるのか

という質問をしているのに関わらず、回答もないままにこの請負契約を結んでいる。この経過を明らかにしていただきたい。

3番目については、ちょっと変な日本語のまま出しておりますので、この仕事にあたっての指導機関名、これを明らかにしていただきたい。

以上です。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 森田議員の工事請負契約についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目の庁舎が壊滅状態になればというご質問でございます。庁舎が壊滅状態になれば、地震の被害想定というのは、極端に言って想定ができないですけれども、壊滅状態になれば当然親局設備は使用不能となることと考えられます。このことから、こういう事態を想定し、親局設備の代行的な設備機能を有する機器等を検討するよう、仮契約業者に今現在提案をしております。

2点目の震度の問題ですけれども、本庁舎については、昭和56年に改正されました建築基準法施行令の基準に基づき、耐震補強改修工事を実施しております。したがって、改正後の耐震基準に適合する庁舎でございます。一応、震度6強には耐えられる構造でございます。なお、庁舎とコミセンやすについては、建築設計の段階で耐震診断を行い、改修工事の効果的な工法等の選定の上、耐震補強を行っております。設計仕事にあたっての指導の問題でございますけれども、設計仕事にあたってシステム回路、また機器構成、設置場所及び装置の機能、性能等の技術基準について、総務省の近畿総合通信局の免許基準に適合しなければならないと。このことから、無線免許の発行機関である近畿総合通信局が指導機関となります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 森田議員。

18番（森田眞雄君） 1番の回答の中で、そうしますと、この請負契約を結んだ後に、違った方法で、庁舎が壊滅しても残った機能が機能するように相談しているということですが、このことについては予算は当然オンされる、プラスされるということはどう解釈していいのかですね。

それから、当然6という震度がわかったということであれば、もっと強い地震は起きているわけですから、何で6ということがわかれば、最初からこの親局を庁外に出さなかつ

たのか、そういう指導は次のところで聞いていますけれども、何か言われた機関ですか、本当に、こんなことを言うと失礼だけれども、相談されたのですか、これ。本当に具体的に、もう少し詳しい先を言って下さい。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 今現在、入札を行いました仕様書においては、代替機関についてはその仕様の中に入れておりませんので、今現在検討をしているという状況でございます。当然、その機器を整備するということになれば、別額の予算という形になります。

そして、耐震の問題でございますけれども、先ほども申しましたように、今現在耐震補強をいたしておりますので、またちなみに今現在、琵琶湖西岸地震で本市における震度予想が6強、そして東南海地震は6弱と、今科学的データで出ている予測数値はこの数値でございます。

そして、先ほど申しました電波関係についての指導が総務省の近畿総合通信局でございます。当然、この工事につきましては、国庫補助金を受けましての事業でございます。そのためには補助申請等々で、この内容については県、国と協議をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 森田貞雄君。

18番（森田貞雄君） 私はいつも思うのですけれども、我々が質問したりそういうことをしているときに、自分の都合のいいときだけ協働とかそういう言葉を、市民と行政の協働とかそういうことを言われるのですけれども、結果的にはこういった不愉快な結果が出ている。壊滅状態になったときに機能しないということがわかれば、当然そのことを想定すれば、仮に今のままいって現在の想定されるものが6であると。将来的にはその6がいつまでも6であるかどうかわからないわけですよ。そうすれば、やっぱり現実に7とか、そういう大きい地震も起きているわけですから、もう少し検討をしてもらってやるべきではなかったのか。そのときにもどこかと協議するとか言われておったけれども、結果的には何らそういうことは行われていないで、これから言われてから考えていくのだと。早急にこれは要望事項として、最後締めくくりたいのですけれども、壊滅状態になった場合に、その無線装置が機能するような方法だけはぜひとも完成してもらいたい。そのことで要望しておきます。

以上です。

議長（秦 眞治君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ただいま議題となっております議第 118 号議案は、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、議案付託表のとおり総務常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第 7)

議長(秦 眞治君) 日程第 7、議第 119 号を議題とします。

議案に対する質疑を行います。

議案に対する通告による質疑はございません。

ただいま議題となっております議第 119 号議案は、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、議案付託表のとおり総務常任委員会に審査を付託いたします。

これより、議案質疑に対する関連質問を許します。

関連質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ないようでございますので、これをもって関連質問を終結いたします。

(日程第 8)

議長(秦 眞治君) 日程第 8、議第 120 号から議第 127 号までを議題といたします。

各議案に対する通告による質疑はございません。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 120 号から議第 127 号までの各議案は、会議規則第 39 条第 2 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第 120 号から議第 127 号までの各議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第 120 号から議第 127 号までの各議案については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず議第 120 号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のと

おり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ありがとうございます。ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 1 2 0 号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 1 2 1 号滋賀県市町村土地開発公社定款の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 1 2 1 号滋賀県市町村土地開発公社定款の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 1 2 2 号滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 1 2 2 号滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 1 2 3 号滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 1 2 3 号滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 1 2 4 号滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 1 2 4 号滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 1 2 5 号滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 1 2 5 号滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 1 2 6 号滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 1 2 6 号滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 1 2 7 号滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 1 2 7 号滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

(日程第 9)

議長(秦 眞治君) 日程第 9、請願第 5 号及び請願第 6 号を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第 5 号及び請願第 6 号につきましては、会議規則第 9 2 条第 1 項の規定により、請願文書表のとおり文教厚生常任委員会に審査を付託いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

(午前 1 1 時 5 5 分 休憩)

(午後 1 時 0 0 分 再開)

議長(秦 眞治君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第 1 0)

議長(秦 眞治君) 日程第 1 0、これより代表質問を行います。

代表質問通告書が提出されておりますので、順位は野洲市民ネットワーク 森田貞雄君、

コミユネット野洲 鈴木市朗君、豊政会 原田 薫君、以上通告の順により発言を願います。

それでは、野洲市民ネットワーク 森田貞雄君。

18番（森田貞雄君） それでは、次の諸点について、野洲市民ネットワークの代表として質問をさせていただきます。

件名としては、新市発足後新年度の予算が計上された後の状況についてお願いします。

まず、新年度におけるその後の経緯についてですが、諸施策の執行状況などはどのように推移しているのか。おおむね順調であると対外的に今発表されているところですが、まず財政の見通し、商工業者育成の状況など、イオン株式会社の進出は決定したが、その後の状況と見通し、まちづくりの中心となるコミュニティセンターの利用状況と建設予定のコミュニティセンターの状況、防災対策の実施状況と各地域の現況、具体的な取り組みなど、学校安全について幾つかの項目を挙げられているが、その後の実施状況はどうか。

以上の諸点について質問とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 代表質問ということで、市民ネットワークの森田議員からの質問にお答えを申し上げたいと思います。

新年度におけるその後の経緯、また諸政策の執行状況はということでございますが、ご承知のとおりおおむね順調に対外的にも発表されているということでございまして、内容も皆さんのご理解とご協力によりまして、合併後おおむね市政は順調に推移をいたしております。これもひとえに議員の皆さんの格別のご理解があつてのことと感謝を申し上げます。次第でございます。

まず第1点目の財政の見通しについてでございますが、今年度の財政見通しについては、歳入面では心配をしておりました法人市民税につきましても、大手法人による上半期の確定納税等の動向から、本年度予算計上額はかろうじて確保できる見通しを持っております。しかし、普通交付税につきまして、当初予算を大きく下回りました。今回の補正予算の中で提案をいたしておりますように、予算額を減額すると、こういうことになってございます。これには、地方特例交付金の増額分及び前年度決算剰余金の一部を充当してこれを補うよう対応していきたいと、こういうふうに考えております。また、税収もおおむね予算額は確保できるものと考えております。

また、歳出面につきましても、各事業ともおおむね計画どおり執行しており、このまま

推移すれば、無難な財政運営ができるものと見通しを持っております。

次に、第2点目の商工業者育成の状況についてでございますが、日本経済は回復基調にあり、企業収益の改善や個人消費が持ち直しつつあると言われておりますが、中小企業の経営環境は依然として厳しい状況が続いております。市では、商工業者育成対策といたしまして、市内における小規模企業者の事業経営の安定を図るため、その事業に要する資金として簡易でかつ低利で貸し付ける小規模企業者小口簡易資金融資を行っております。平成17年度4月から8月までの受け付け件数は34件で、貸付決定額は1億7,890万でございます。また、小規模企業者小口簡易資金及び滋賀県小規模企業者経営安定資金での融資制度を利用した業者等に対して、事業経営負担の軽減を図るべく、その支払いに対し一部利子補給をしております。平成17年度利子補給した件数は、小口簡易資金に対しましては114件で、補給金額は456万4,047円であります。滋賀県小規模企業者経営安定資金に対しましては6件で、22万5,953円であります。

工業者の育成につきましては、市に新たに立地または環境関連事業者に対し、助成措置を講ずることにより、工業の育成及び企業の立地の推進を図り、また工業の育成及び雇用の創出を目的として、平成17年3月に工業振興条例を制定いたしました。8月末現在で助成措置の決定をいたしました件数は6件であります。商工業者の育成につきましては、商工会との連携が不可欠であります。野洲、中主両商工会には小規模企業に対する経営改善普及事業や地域総合振興事業等に要する経費に対し、野洲商工会へは1,385万円、中主商工会へは815万円を補助いたしております。

第3点目のイオン株式会社の出店に対するご質問でございますが、イオン株式会社、大規模小売店出店に係る今後の見通しについては、当初の予定では7月中の覚え書きの締結に向けて準備を進めておりましたが、地元自治会等の説明会やイオン株式会社との協議に時間を要したため、9月1日となったところであります。今後は、イオン株式会社において具体的な店舗設計や大店立地法の手続に着手されることとなります。また、地元関係につきましては、イオン株式会社の担当者の出席のもと、周辺4自治会への説明会を開催しております。この中で提起されました交通や環境の問題、さらには青少年健全育成等の課題については、地元の声を生かしつつ協議する場として、周辺4自治会の代表、また行政も加わりまして、イオン株式会社の三者による連絡協議会を設置して、今後検討していくことといたしております。また、商業者支援につきましては、支援策を策定し、中主商工会に回答を示したところであり、現在その協議を続けております。さらに商工会会長をは

じめ、三役との協議の結果を踏まえまして、地元商業者を優先した出店スペースや協議の場を確保するようイオン株式会社に要望をいたしております。今後におきましても、連絡会や商工会の協議を通じて、地域の発展及び商業の振興を図ってまいりたいと考えております。また、同社が予定しております今後のスケジュールは、諸手続や工事に要する若干の変動もあると思いますが、平成18年春に工事着工、同年秋の開店を目指しているという計画を聞いております。

続きまして、第4点目のコミュニティセンターについてのご質問にお答えをいたします。

まずコミュニティセンターの利用状況についてであります。コミュニティセンターは今年4月1日に設置目的を変更し、市民活動を促進し、市民主体のまちづくりを实践する場として位置付けたところであり、本年6月4日のコミュニティセンターやすの竣工により現在5館で運営をいたしております。平成16年度実績のそれぞれの利用回数及び利用者数はセンターにより若干異なりますが、月平均の利用回数はおおむね60回から140回、月平均の利用者数はおおむね1,200人から2,800人となっております。

次に、建設予定のコミュニティセンターの状況につきましては、平成17年度から18年度にかけて、旧中主町の中里学区と兵主学区にそれぞれ新たにコミュニティセンターを建設することといたしております。まずコミュニティセンターなかさについてであります。西河原地先、旧中主幼稚園跡地に建設すべく、現在実施設計を行っております。また、並行して建設予定地において文化財調査も行っており、12月に建設工事を発注し、議会の承認をいただいた上で工事に着手する予定をいたしております。工期は約半年を予定しております。平成18年7月ごろのオープンを目指してまいっております。なお、実施設計をまとめる過程では、地元自治会長の皆さんを中心に議論をいただくと共に、去る8月9日、将来施設を利用していただく地域の各種利用団体の代表者の方にもお集まりいただき、貴重なご意見をいただきました。今後、これらの意見をできる限り反映していく形で、施設内容を決定し、建設を進めてまいりたいと考えております。

次に、コミュニティセンターひょうずにつきましては、大字六条地先に建設を予定しております。用地買収については地権者各位のご協力をいただき、今議会に提案をいたしたところでございます。今後、予定地の文化財調査を行った上で、平成18年1月を目処に、敷地造成工事に着手する予定をいたしております。建設工事につきましては、平成18年度当初予算で計上し、6月に議会のご承認をいただいた上で工事に着手し、平成19年1月ごろのオープンを目指しております。建設計画については、既に発注済みの基本計画を

もとに、今後実施計画をまとめ、その過程では中里と同様、市民の皆さんの参画により、施設内容を決定していきたいと考えております。

次に、5点目の防災対策についてのご質問であります。災害時には自主防災組織が効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防ぐため、地域住民が防災に関する正確な知識と情報等が必要であります。そのことから、毎年自衛消防隊等組織のリーダー研修を実施し、あわせて地域の防災活動が効果的に行われるよう、自主防災組織の設置に向け、自治会挙げての自主防災組織への発展、結成をお願いしております。現在のところ、自主防災組織として地域で役割分担等を決め活動されておりますのは17自治会で組織化がされております。各自治会での取り組み状況としましては、市内82自治会では自衛消防隊等が設計されており、今までは消火訓練を主として実施されてきましたが、徐々に震災訓練や避難訓練を取り入れた防災訓練の実施をされている状況であります。また地震や台風など、万一災害が発生した場合の緊急連絡や安全誘導などの活動を図るために、防災行政無線の整備、地域防災計画の策定に向けて、関係機関への協議を進める準備や自治会に配備する小型動力ポンプ等を購入するなど、事業の推進を図っております。

私からは以上でございます。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 野洲市民ネットワークを代表されました森田議員の学校安全に関するご質問にお答えいたします。

まず、学校における不審者対策につきましては、PTAに協力をいただきまして、啓発のための安全パトロールを継続しております。ちょっと実物を見ていただきます。各小学校区にあるのですが、これは野洲学区のものなのです。会員さんが自転車に取り付けまして、これは私の家の自宅のを外してきたのですけれども、野洲学区自治連合会、PTA、保育園の保護者会がやっておられます。また、一部の学校では地域の方々の協力を得た取り組みが進められ、少しずつではありますが、拡大されてきております。一方、野洲市青少年育成市民会議におきましても、週1回の愛のパトロールを実施しまして、特に今年度は蛍光オレンジのベスト着用により、不審者に対する抑止力のアップを図っていただいております。これも実物を持ってまいりました。背中には愛のパトロール、野洲市青少年育成市民会議というふうに書かれています。これが腕章でございます。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 森田貞雄君。

18番（森田貞雄君） 財政の見通しの中で付け加えて、最近聞きましたら、132億のいわゆる合併特例債については、全部使わないのだということも耳にしましたが、今年の実質的な合併特例債の利用はどれくらいになっているのかお聞かせ願いたい。

それから、商工業者の育成の状況、概略というか実情をお話し願ったのですけれども、私は提言として、特に工業者の育成等について、滋賀県下にそれぞれ大学があるわけですが、大学との連携とかそういうことについて考慮しているのかどうか、以上お聞きしたい。

それから、イオンの進出について、やっこさということで、かつて担当した者としてほっとしているのですけれども、この内容はまだ進行しているとのことですが、対策については一応お聞きした限りそれでいいとは思いますが、今後について十分な協議、これも市も入ってということで安心はしておるのですけれども、二者任せというか、会社と企業とに任すことなしに、あの土地は少なくとも中主町、公の機関がつくってそれを私企業に供したのだと。その自覚は常に持って、責任を持って対処をしていただきたい。

それから、コミュニティセンターのことなのですが、今回の提案の中にもあって、大体そちらの方で聞くべきであったかもしれませんが、このコミュニティセンターひょうずの中で、当初この議会に表示された平米1万1,400円の中身が、あの数字から割り出して1万1,000円になっておると。今までの状況を見ておると、工業団地は1平米2万円ですかね。それから、幼稚園の買収費が当初1,400万円くらいだったのが1,600万円、いわゆる平米1万6,000円になっている。なぜこれだけ予算上提起をしながらこういう内容が出てきてしまったのか。この状況について説明をお願いしたい。

それから、防災対策ですね。相当緊急な面があるということですが、伝え聞くところによると、各自治会の間で訓練や組織についてはばらつきがあるとも聞いているのですが、これについての市としての点検なり指導、これはどこで誰が主になってやっておられるのかどうか。その状態についていま少し詳しく状況をおっしゃっていただきたい。

それから、学校安全について、前回の山本勇作議員では、学校安全の中では保護者への防犯ブザーのあっせん貸与、学校ボランティアについては今答えてもらったとおりなのですが、それから保護者による巡回パトロールと言っておられるのですけれども、これだけいろんな問題が起きてくると、地域住民の支援をもとにしているいろいろ頼んでいると。パトロールも今も示されましたけれども、そういう問題だけでいいのかどうか。地域によっては、たしか大津では半ば専門的な人たちも育成していると、あるいは設置しているという

かそういうこともあります。非常に場所が離れていたり地域も広いわけですがけれども、もっともっと本格的な取り組みというか、組織的な取り組み、プロを雇えとは言いませんけれども、そういった総合的な部分の学校安全を図るための方策をきちんとやっていく必要があるのではないか。そういうことについて、今お聞きした限り、前に比べれば簡単になり過ぎている。その実施状況で、例えば保護者への防犯ブザーのあっせん貸与は、これは実際にどうなっているのか。補完する意味でもう一度回答をお願いしたい。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 森田議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども議案質疑で、私どもの方が新市まちづくり計画で見えております合併特例債の枠約132億について、できる限り工夫をし、またできる限り使わないで運営をしたいということに対してのご質問と理解させていただいて、どれぐらいを考えているのかということで質問されましたので、先ほどもお答えしましたように、今現在でこの132億の特例債をどこまで縮めると、そういうところまでは至っておりません。先ほども午前中にお答えさせていただきましたように、できる限り工夫をし、また現在16年度決算におきましても公債費率は高くなってきておりますので、やはり財政運営上のトーンを考えながら、また行財政改革を2カ年かけて計画、策定していきますので、そういう中でこの132億について今後検討してまいりたいと考えておりますので、ひとつご理解のほどをよろしくお願いいたします。

そして、もう一点、防災対策関係で自治会の訓練等々、またばらつきがあるのではないかと、どこが主導しているのかと。先ほど市長がお答えさせていただきましたように、今年度に入りまして、東消防署、また私どもの消防防災室の担当の方がそれぞれ自治会長等に自主防災組織の結成を呼びかけまして、そういう中で今現在17自治会に結成をしていただいているわけですがけれども、引き続き消防、また私どもの消防防災室で未結成のところについては順次結成していただくように指導及び協議をそれぞれ自治会と進めてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 森田議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

商工業者の育成の件でございますけれども、工業者の育成について大学と連携するののも一つの方法であろうということでございます。貴重なご提言ということでございました

ので、また今後参考の材料というようなことで受けとめさせていただきます。

それと、イオンの出店の件でございますけれども、今後の協議、市の土地でございます。そうしたことで、当然地元対応につきまして、先ほどご答弁させていただきましたように、大規模小売店舗出店連絡協議会というものを既に立ち上げさせてもらっております。イオンと市と地元自治会、4自治会でございますけれども、その代表者の方と今後いろんな課題、問題点等について協議をさせていただくということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、商業者の対策、支援につきましても、既に地元中主商工会等からそうした要望もいただいております。そうした要望につきましても、今後継続して支援策を検討、協議してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中重樹君） 森田議員のコミュニティセンターひょうずの土地の価格の差についての説明をということでございますが、当初予算案の段階では平米当たり1万4,000円の予算計上で、5,000平米を計上いたしました。1万4,000円につきましては、近傍の取引価格等を参考にして、鑑定を入れずに一定これぐらいの予算取りということで1万4,000円を計上させていただきました。その後、公共事業につきましては、ご存知のように不動産鑑定を入れてそれ以内で売買するというのが、公共施設の買収の場合にはそういうルールになっておりますので、その後不動産鑑定を入れました結果、土地価格の下落等も含めまして、1万4,000円よりも低い価格の不動産鑑定が入りましたので、その鑑定以内で今回、議第119号の土地の取得についてということでご提案させていただいております価格によって買収させていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 再質問にお答えをいたします。

防犯ブザーにつきましてですが、3月の議会ではあっせんと貸与についてお話をさせていただいたところであります。現在は、防犯ブザーのメーカー並びに販売業者等を学校に紹介いたしまして、学校によりましては保護者にそれを紹介して、保護者が自ら買い与えておられるというところもあるように聞いておりますが、ちょっとそれは今、進捗が遅れているというふうに思います。今後また指導をしていきます。

それから、専門の人の配置、専門家でなくてもということでしたが、新しく雇用をするということにつきましては、前回もお答えをしているとおり、ちょっと困難ではあります。したがって、どういう対応をしておりますかといいますと、まず学校の教員の資質といいますか、これは夏季休業中の管理職研修で、管理職と生徒指導関係、刺股の訓練を警察から来ていただきまして、全市的にやっております。それを各学校に持って帰って、そしてその人たちに、生徒指導の担当が中心になりまして、各学校に引き受けてもらうと、そういうように学校の教員向けには研修をしているところでありますし、子どもたちもそれぞれの学校で、これはもう済ませた学校がございますけれども、今後話を聞いておりますと、避難訓練をやるときに、避難訓練とあわせて、子どもたち自らがどういうふうに身を守るのか、どのような態勢をするのか、いわゆる子どもたちを交えた先生と一緒に合同訓練をやる、そういうような取り組みもしているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 森田貞雄君。

18番（森田貞雄君） 商工業者の育成とイオン進出の関係について、分析等について提言として、過去にイオンの関係で大銀行の相談役というか、顧問とも話をしたときに、非常に複雑になっていて、素人でなかなか判断しにくい面もあると。雇えとは言いませんけれども、コンサルタント、こういった専門家による分析等について、一応提言をしておきたい。

それから、過去に、市になって聞いたかどうか、個別的に聞いたかどうかわからないのですが、阪神淡路の大震災のときに、希望すれば、いわゆる震災が起きた後の対処をするのに、例えば最小限の資材を入れる倉庫とその中身の最小限の機材、こういうことについて過去に、平成7年の直後には各自治会、当時は区と呼んでいましたけれども、そこに、希望するところはその区が金を出して比較的負担金額は安くして、それを買ったところがあるわけです。私の住んでいる六条では、その倉庫とその中に発電機と電動のこぎり、当面いるんなものが、区域で要るような最小限の資材というか機材というか、そういう中身と倉庫、これについてはどんな考えを持っておられるのか。その点お聞きしておきたい。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 森田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

阪神淡路大震災の後、旧中主において自治会で希望するところで、当時県制度で購入さ

れたところがございます。旧野洲町は大体学区ごとに防災倉庫、そしてまた機材等の整備を同じ補助金を使い整備をしております。今現在、この部分につきましては、先ほど申しましたように、自治会単位については今防災組織の方を確立していただくということでお願いをして、その方向で進めております。今後、防災組織等々ができ上がってくる中で、これから今策定しております防災計画との整合性もあるのでございますけれども、こういう面についても検討してまいりたいと考えております。この場でそうしますとはちょっとお答えできかねますので、検討はしてまいりたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩します。

（午後 1 時 3 6 分 休憩）

（午後 1 時 3 7 分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） ただいまご提言をいただきました。しかし、これは商工活動の中でのことでございますから、商工会の中にそれなりの職責がございますので、商工会にゆだねてやっていただこうと思います。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 次に、コミユネット野洲 鈴木市朗君。

26番（鈴木市朗君） コミュネット野洲を代表いたしまして、質問をしてみたいと思います。

我が国経済は順調な回復傾向に向かっているとはいえ、それは一部の企業だけでありまして、全体から見れば、イラク戦争のあおりでエネルギーは高騰する、また経済においては2000年では513.4兆円であったGDPが、2004年には500.5兆円というような大幅な減少をしております。また、雇用が安定していないために、フリーターというような職が出てまいりまして、年金におきましては、2000年におきまして897万人という未納者がございます。そして、その2004年には1,119万人と年金の未納者が出ているということについて、今日本の行く先は不安定でございます。そうした中で私たち野洲市議会は、いったい何を模索して議論をし、住民の福祉の向上に役立てていくべきかということ、私たちコミユネット野洲では日夜模索をしております。

それでは、質問に入ります。平成16年10月1日、さまざまな問題を抱えながらも合

併し、その歩みを進めることができている現状に、私たちコミュネット野洲も安堵をいたしております。まず、市政について市長にお尋ねをしたいと思います。

市長の選挙公約に、新幹線の負担金の発生はないと言われましたが、6月議会で状況が変われば仕方がないといって、負担金の提案がされました。一自治体の首長が、市民に約束したことを簡単に変えていいのでしょうか。我がコミュネット野洲としては、理解できるものではございません。例えば、大津市、また甲賀市の例を挙げてみれば、よその自治体のことであり関係ないと前もお答えされましたね。今回もこの市政の中でどういうようにお答えされるのかということ、まず1点お尋ねをしてみたいと思います。

次に、財政関連でお尋ねをいたします。平成16年10月1日に合併をして初めての決算であります。自主財源が44.1%の59億6,570万5,896円、依存財源が55.9%の75億4,920万7,941円となり、圧倒的に依存財源が上回り、さらに財政力指数0.929は、旧野洲町の平成13年、14年、15年の3カ年平均1.14より大きく落ち込んでいるのが現状でございます。また、市債発行においても、依存財源の30.7%、41億5,510万円となり、16年度公債支出額は20億4,886万5,619円となり、償還元金は17億8,668万9,291円、利子2億6,066万7,290円となっております。一方、基金合計を見ましても、合併により大きく取り崩したことにより、財政調整基金、減債基金が大幅に減少しているのが現実であります。

さて、このような財政状況の中で、平成18年度予算平成にあたっては、市民の付託に応えるべき予算措置をしていかなければならないと考えますが、まず大事なことは自己財源を確保していかなければならないということです。ちなみに、平成7年、8年、バブル経済が崩壊したときにおきましても、自己財源を約60%から65%確保していたということが、私も記憶の中に残っております。それが今、45%と落ち込んでいる現況、こうした中での18年度予算編成の見解を示していただきたい。そして、政府資金あるいは制度資金以外に縁故債というものがございすね。縁故債の場合は、例えば野洲病院なんかは縁故債を使っていると思います。これは特別会計の中で地域医療の部分に入ると思いますが、縁故債の関係はどのようになっているのか。それがわかればお知らせ願いたいと思います。

次に、住民福祉についてお尋ねをいたします。まず、少子高齢化についてでございますが、少子高齢化の要因はいろいろあります。子どもを育てる自信が持てないという国民意識を裏付けるがごとく、2000年の出生率1.32人が、2004年度は1.29と大

きく減少しております。その主な理由は、当然住民福祉の方では掌握されていると思いますが、私からあえて申し上げます。「子育てや教育にお金がかかり過ぎる」62.9%、「高齢で生むのがいやだから」33.2%、「育児に対して心理的、肉体的負担に耐えられない」21.8%、「子どもが伸び伸び育つ環境ではない」20.4%というような統計が出ております。このように、少子化現象は発展的経済国、発展的福祉国家を考えたとき、国の存亡に関わる極めて憂慮される課題であると同時に、自立が求められる地方自治体、新生野洲市の将来を見通しても、全く同じことであり、生半可な行政の考えでは住民の将来を担保できなくなる危険性があります。本市として、どのように対処していくのか伺います。

次に、介護保険抑止施策についてお尋ねをいたします。先ほど来、介護保険条例改正の中でさまざまな議論もされております。また、私の方も17年度補正予算の中におきましてもお尋ねをいたしましたが、介護保険法の改正に伴い、18年4月より介護保険料が大幅に上がります。本市としても上位法に基づく改正であるため、致し方がないところもありますが、少しでも保険料の抑制措置を図っていかなければなりません。その課題の検証と抑制方法について所見を伺います。

次に、産業土木についてお尋ねをいたします。地域活性化特別委員会でもかねがね議論されておりますが、市民の願いでもあったJR複々線化、祇王駅新駅設置、篠原駅改修、南口の開口でございます など、さまざまな要望と行政の施策の中で展開されてまいりました。しかし、これらの課題はいまだに進捗の姿は見えておらず、その展望がないのも現状でございます。恐らく、今の私が申し上げましたことについては、先般JR並びに県の方に要望書を持って陳情に行ったという回答になるかと思いますが、そのような甘い回答では私も困ります。と申し上げますのは、JR複々線用地確保ということで、JR清算事業団から3億5,000万のお金を出して、複々線用地の取得を行っております。また、直接町の出費ではございませんが、一町川原あるいは下の沢、それらの補助整備に対しましても、ここはJRの複々線の用地になりますからその辺は覚悟して下さいという換地処分もしております。そうした中でのJR複々線化を、私たちは推進してまいっております。そのような現状のもと、ただいま私が6月議会で申し上げました、またいろんなところで申し上げております。新幹線の駅より大事なものは何か、それはJR複々線化ではないかということを再三再四申し上げております。それがやっと要望書を出したという、そのような状況のもとで、今現在市政は動いておるのですね。やはり、一日も早くそういう部分を解決していかなければならない、これは野洲市民にとって大きな願いでもあり、福

社の向上に最たる施策だと私は感じております。

そして、また新設予定の祇王駅、これは合併特例債で約16億の予算ということで、私は受けとめておりますが、今野洲駅前再開発がこのような状況のもと、東海道線にずっと乗っていても駅前に風呂屋があるのは野洲だけ、これは何回も私は申します。私らは若いとき、東京へ行きますと、東京温泉というのが大きな建物の中にありましたね。で、東京なんかはそういう東京温泉に入って帰ってくるというパターンがあったわけですが、当街道沿線長しといえど、駅前に風呂屋があるのは、それはいいか悪いかは私は言いませんよ。利用者があれだけおられるのですからいいでしょう。でも、現状としては、やはり野洲の駅前で新たな開発ということはとてもじゃないが無理だと思います。そうしたら、次は何を考えていくか。例えば栗東にしても南草津にしても、新しいところに駅ができ、新しい文化がそこで生まれてくれば、自ずとそのところは栄えていくという結論に至るのではないかと私は思います。そうすると、その祇王駅を中心として、篠原、祇王を核とした新たなまちづくりに不可欠の要素と考えますが、その対応と見解をお伺いしたいです。そして、また、一番問題になってくるサブゾーンの排水対策というのが、当然その部分に乗っかってくると思います。その対策はいかにされるのか。

次に、工業団地、懸案のイオン誘致問題は、この前開会日に市長から、9月1日に契約に調印するのだということを聞きまして、そのときに初めてわかりました。そしてまた、7月の協議会では、終了後、イオンの問題が出てくるのかなと思ったら、イオンの問題も報告せずにさっさと理事者は引き揚げられました。そこで、私は議長に、何でイオンの問題を言ってくれないのかということを出しました。そうしたら議長は、開会日の提案理由の説明が終わったら、そこで説明をさせるということだったのですね。だから、そのような理事者の態度で本当にいいのか。そして、また今日京都新聞、朝日新聞にも堂々と出ていましたね。当然6月に契約すると言っていたものが9月になったら開業がずれますよ。当然シミュレーションも変わってくるはずですよ。そうしたものを一つも出さないで、議員というのは知る権利があるし、要求する権利もあるのですよ。今日新聞を見て、来年のいつ開業だということを見たのですよ。議員さん何も知らないと思うのですよ。だから、理事者に聞くより新聞の方が早いのですね。どうして情報を我々に率直に伝えていただけないのか。その辺が残念でなりません。そういう行政の議員に対する情報公開、私が代表質問で出しておくその部分は削除して、そういう部分の情報提供を、今後議会に対してどのような姿勢で臨まれるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

次に、税制についてお尋ねしたいと思います。平成17年度税制改革の中で、農業所得部分が、例えば青色申告、または記帳義務というのが発生してきます。野洲市の農家は約2,000戸ございます。今まで記帳体験のなかった農家が、今後記帳をしていかなければ税務署は受けてくれません。記帳を怠れば指導が入り、加算税がかかってくる要因になってきますね。こういうような税制改革に対して、行政側としてはいったいどのように対応されていくのか。かなりの事業なのです、これ。2,000戸の農家を、たとえ1反の田を耕作していても、これは当然記帳義務がありますから、きちっとしたものを出していかなければだめだということです。例えば、一つ問題点がございましては、請負農家ですね。今まで請負していた農家が、領収書も出さずに耕作をしているという事例が多々あるわけなのです。そうしたときに、そうした記帳をしていかなければならないときに、そんなことをしてまでだったらわしはようしないということになったときに、放棄田が続出していく可能性が出てくるわけですね。当然出てくる。ところが、1反や2反の農家がまたぞろ農機具を買って、百姓していくということはとてもじゃないが不可能に近い状況なのです。そうしたときに、この記帳義務、大農家の場合は当然青色申告になってきます。その辺の指導をどのようにされていくのか、お尋ねをしたいと思います。

最後になりましたが、嘱託臨時職員採用についてお尋ねをしたいと思います。まず、1点目にお尋ねしたいのは、この4月、図書館の司書採用試験がございました。正職員、あるいは嘱託職員というので、かなりの方が応募されたと聞いております。その正職員、あるいは嘱託職員さんの受験者はいったい何名いらっしゃったのか。そしてまた、正職員、嘱託職員の採用区別はいったいどのようにして振り分けられたのか。その辺をお尋ねしたいと思います。また、当該職員採用の試験が実施されていますが、実施及び採用時期はどのようになっているのか。当然年次計画があると思いますが、その辺をお伺いいたしまして、質問の要旨としたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 鈴木議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、第1点目の市政運営についてであります。その中で新幹線栗東駅に係る負担金については、昨年10月の市長選挙の記者会見において、私は申し上げております。県や栗東市が幾ら出すという話もわからないし、周辺の市町の負担もするかわからないムードの中では、ということをお前提にしながら、「今の段階では」と言っています。「出

せない」とこう申し上げていますので、途中で変わっていませんので、ご理解いただきたいと思います。このときにはおおむね3分の1程度であって都道府県の割合が何ぼかであったのです。その割合からいくと非常に大きな金額でございましたので、それではとてもおつきあいができないなということでもございましたが、滋賀県は2分の1とする方針を示されました。また、上下分離方式として、仮設部分の工事費を県と地元栗東市が折半すると、こういう前向きの方針を示されました。このことにより、県と栗東市の負担が明確になりました。このような大きな変化を受けまして、野洲市としての負担について一定の判断ができる範囲になったと、こういうことでもございます。これを先般の市議会においてご審議を賜り、負担行為をお認めいただいたのでございます。

次に、第2点目の財政問題についてでございますが、平成18年度の予算編成についてお答えせよと、こういうことでもございますが、合併後3年目を迎える18年度の予算でございまして、市民からは合併後の市政の真価が問われるものと考えております。ご承知のとおり、法人市民税をはじめ、市税の増収は見込めないという予測をされます。また、朝からも出ていましたとおり、三位一体の改革による地方財政の影響がどうなっていくのかというのは、まだ不透明なところもございまして、このような中で、予算編成は大変厳しい状況にあるのですが、現段階では予算編成の方針を立てる時期に至っていませんので、こうなるという賢明なことは申し上げることはできませんが、合併のシミュレーションでいきますと、平成18年度は177億ぐらいが適当であろうと、こういうことが出ております。そこで、それは一般的な予算でございまして、大きな課題として給食センターがございまして、これは24億という金額が出て、それは多いではないか、もったいないというご意見も出ていますが、例えばそれを20億としますと、やっぱり200億になりますね、予算が200億の予算で収入を、これは原稿にないです、私の考えで申し上げます。税収が80億ぐらいは見込めるのではないかと、こう思います。そこへ地方交付税が15億、地方交付金が5億ぐらいあるとするなら、200億円ぐらいの収入が見込めるのではないかと、こうしますと、先ほど鈴木議員は自己財源、一般財源が60から65あった時代があったのではないかと、こうおっしゃいました。渋々50の自己財源が持てるのではないかと、こんなふうに考えております。そのような予算が組めたらなど、こんな思いをいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そこで、言葉は何ですが、先ほど縁故債について云々と、こうおっしゃったのですが、ちょっとここで説明を申し上げたいのですが、縁故債というのは我々も既に発行しており

ます。というのは、国が起債の枠を認めて、財務省資金を使い、国民年金積立金を使い、簡保、官民保険を使い、これは国が指示してくるのです。ところが、このことについては、どこで買ってもしいいわというのが縁故債なのです。枠は国が決めて金を借りるところは自分で決めよということで、できるだけ地元の金融機関、滋賀銀行、びわこ銀行、農協さん、そして滋賀中央信用金庫、市内に支店をお持ちのところから、これも最近では入札をするのです。利子の安いところとお願いをしている、それが縁故債なのです。だから、ちょっと縁故債の意味が若干私の説明していることと鈴木議員の思いが違ったかと思いませんので、ちょっと説明をさせていただいておきます。

続きまして、3点目の住民福祉についてでございますが、少子高齢化への対応についてのご質問でございますが、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。野洲市におきましては、平成17年3月に野洲市子育てサポートプランを策定し、今後の子育て支援の方向性や目標を定めたところでございます。市単独事業として、乳幼児福祉医療の無料化や年齢の引き上げ、子育てガイドブック配付事業による絵本の配付による子育て支援、保育所、学童保育所の充実によりまして、就労支援、子育ての相談等、積極的に取り組んでおります。今後は、時代背景や事業の進捗状況や社会状況、市民ニーズを踏まえ、野洲市子育てサポートプランを柔軟に見直してまいりたいと考えております。しかし、少子化対策は子どもを生まやすい環境整備などの対策ですぐに出生率の向上につながるといった成果が表れるものではなく、就労環境の改善、家庭や地域での子育て支援の強化、母子保健施策の推進、生きる力を育てる学校教育の推進と、総合的な取り組みが必要であると考えております。したがって、今後とも福祉、保健、医療、教育、労働等の担当部署と連携を図りながら、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまちづくりの実現に向け、取り組んでまいります。

第4点目の介護保険料抑制施策についてお答えいたします。本市の介護保険料は、保険給付費の急増により、制度出発時より増加しております。その要因としては、本市では認定率、居宅サービス利用率、施設利用率が県平均に比べ高く、また要介護4、5の重度の認定者の割合も高くなっていることが主であると考えます。こうした状況を踏まえ、介護保険が将来にわたり安定的に維持できる制度になるような対策としては、1つは介護保険制度の適切な活用についての啓発を徹底すること、2つ目には自立支援に向けたケアプランのチェック機能を充実すること、3つ目には今回の介護保険法の改正の大目的であります予防重視型システムの実施であります。特に、この予防重視型システムについては、要

支援、要介護になるおそれのある者に対し、筋肉トレーニングによる運動機能の向上や栄養改善、健康な歯を保つ口腔ケア等の地域支援事業の実施や、地域包括支援センターによる要支援者に対する介護予防マネジメントの確立等を重点的に進める考えであります。また、壮年期、高齢期の健康づくりとして、生活習慣病予防対策を推進し、健康な65歳から活動的な85歳へを目標に、寝たきりゼロの市を目指してまいりたいと考えております。

次に、5点目の産業土木に関する質問でございますが、まずJR複々線化の関係につきましては、複々線化用地については、平成10年3月に旧野洲町において当時の国鉄清算事業団所有地を、厳しい財政状況のもとではありましたが、先行取得をしたところでございます。今日まで旧野洲郡2町及び守山市におきましては、旧国鉄及びJRに対し要望を重ねてまいりましたが、国鉄の民営化による合理化やバブル崩壊による国内の景気低迷により、一向に事業化が進んでいないという状況であります。しかし、湖南4市で組織する湖南総合調整協議会では、草津駅、野洲駅間の複々線化を湖南圏域の重要な交通施策として共通認識し、今年度よりこの協議会により、4市で強く事業化を要望していくこととしております。景気が回復傾向にある昨今、本市におきましてもJRに対する要望を強めていきたいと考えております。

次に、野洲篠原間の新駅設置でございますが、新市まちづくり計画の中では、新駅予定地周辺を情報交流創造拠点として、新駅設置構想の実現を視野に入れ、戦略的に拠点整備を行うと、基本方針で示しております。現在、新駅予定地周辺は農用地が多くを占めていることから、周辺地域の市街化区域の編入も含め、本年度から2カ年かけて策定する国土利用計画、都市計画マスタープランと整合を図りながら、同じく今年度から策定を進める野洲市総合計画において位置付けを行い、野洲市として新駅設置を含めた総合的な情報交流創造拠点の整備方針を検討してまいりたいと考えております。

次に、サブゾーンにおける排水対策につきましては、この地域はご承知のとおり約50ヘクタールございます。ご質問の排水関係については、平成13年度に基本的な調査を実施しております。現状としましては、この地域内で複数7本の中小排水路がJR電車基地内を横断しておりますが、JR下を含む下流河川の現状断面はほとんどが断面不足でこのサブゾーンを開発しようとする場合には、改修あるいは大規模な調整池が必要となってまいります。また、排水計画につきましても、この区域の土地利用の内容によって、計画が変わってまいりますし、特にJR下の排水路は、改修する場合においても複数あるいは横断水路個々の改修ではなく、一本化に集約し、検討すべきであるとのJR側の基本的な方

針が示されております。このようなことから、本来の計画策定には一級河川も含めJRより下流の河川改修はもとより、JR下の改修、土地利用の内容や事業手法等多くの課題が残されている状況であります。

次に、乙窪工業団地へのイオン大型小売店の出店についてでございますが、これはご承知のように7月中には何としても覚え書きを交換すると、6月定例議会で申し上げましたが、周辺自治会との話し合い、あるいは商工会との話し合いの数を重ねながら協議を進めて、またイオンとも協議を進めてまいりました。少なくとも7月中には契約、覚え書きを交わしたいということで私も本社があります千葉の幕張まで行きました。そこでいろいろと話をし、大体協議内容は7月中に整いました。しかし、向こうの家庭的な事情で、社長が外遊をされておりましたので決裁がおりないというのが実態でございました。それで、8月上旬、中旬、お盆を過ぎてもまだ決裁がおりないということで、おっしゃるように8月22日の協議会には決裁がおりておりませんでした。決裁がおりたのは8月25日夕方におりた、こういうことで急遽開会の29日に報告をさせていただいた。向こうは決裁がおりたから26日に契約をしようと、こういうことになったのですが、やっぱりおっしゃるように議会に説明をしてから契約をしようというのが私の思いでしたから、1日まで伸ばしました。そして、29日に皆さんに報告を申し上げて、1日に契約をした、こういうことでございますが、その半ばが皆さんに情報が提供できていなかった。このことについてはおわびを申し上げますし、今後はこういうことのないように図っていきたく、こういう思いでございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、6点目の税制についてでございますが、農業所得の収支計算方式への移行についてでございますが、ご質問のとおり、確定申告において、農業所得は現在の農業所得標準課税方式ではないということですね。所得計算は収支計算書が原則であることや、各農家の経営状況がさまざまであることから、平均して農業所得標準を適用することは不合理であるということから、見直しが行われました。平成18年度分ですから19年の申告からなるのですが、各農家で収支計算して申告をしていただくこととなります。そこで、このことについては、17年度申告用として農業所得標準計算書として農業者の皆さんにはお知らせビラを送付させていただいたところではありますが、この秋にも草津税務署主催の説明会が開催される予定でありますし、税務署では管内各市を1回は予定しておりますが、当市をはじめ4市ではそれぞれ少なくとも数回の開催の要望をして、税務署あるいは農業関係団体への協力を依頼しながら、説明会の開催を数多くしていこうと、こういう思いを

いたしております。とにかく農業に係る収入金額に関わる書類は、出荷伝票や仕切書、あるいは必要経費のわかる書類、請求書や領収書を保存していただき、ノートなどに記録して集計する習慣付けをしていただくことが必要であろうと、こんなふうに思います。

最後に、第7点目の臨時、または嘱託職員の採用に関する質問でございますが、試験の実施及び採用時期はどのようになっているのかということと、また年次計画があるのかというご質問でございますが、採用時期が予算の年度の切り替え時期であります毎年4月1日を基本としておりますことから、試験の実施は2月から3月の頭にかけて行っているというのが実態でございます。その採用の情報を総務課で取りまとめ、2月の広報やホームページに記載して、また職業安定所へも求人広告を出して募集を行っております。その他、退職等に伴う欠員補充につきましては、その都度職業安定所に求人を行い、試験を実施して採用しているというのが実態でございます。なお、年次計画についてでございますが、正規職員の退職採用の動向や翌年度の事業に伴う予算の状況に応じて採用を行っておりますことから、年次的な計画というのは立てられないのが現実でございます。

以上、私の方からのお答えは以上でございますが、個々具体的な質問も幾つかあったと思いますので、それはそれぞれ担当部長からお答えを申し上げるということで終わります。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 鈴木議員のご質問の中で、一番最後の6点目の嘱託臨時職員の採用で、図書館司書の試験についての受験者数、そして採用数についてのご質問がございました。今年度4月採用の図書館の正職員は今年度ございませんでした。嘱託職員につきましては、2月25日に試験を実施しておりまして、応募者は38人、そして採用者は5人でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 鈴木市朗君。

26番（鈴木市朗君） 順次再質問をしてみたいと思います。

市長の姿勢でございますが、日本語というのはうまいもので、憲法9条の解釈と一緒にさまざまな部分での言い方、言い回しというのがございますので、皆さんは端的に、僕らあんまり国語力がないので、あのときは市長は新幹線の負担はしないのだというふうに、そのような形で理解しておりました。やっぱりさすが野洲市の市長だけあって、うまいぐあいにさっと行かれますな。その辺はご立派です。

次に、財政関連でお尋ねをしたいと思います。ただいま市長の答弁の中でも自己財源50%を見込んでいるということでしたが、今現在自主財源が44.1%ということで、3.9%上げていこうとすると大変な努力をしていかなければならないと思うわけですね。ちなみに法人税とかさまざまな部分のお話をされましたが、3.9%上げる策、それをもう少し詳細に説明を、難しいと思いますよ、今9月ですから。そういう部分についてやはり自己財源50%を確保するというようになってくると、何らかの裏打ちがあつてのお話だったと思うのですよ。裏打ちなしではそれはとてもじゃないが3.9%上げるわけにはいきませんから、その辺の何を示していただきたいのと同時に、市債発行の依存財源の30.7%という数字、ということは依存型の数字の中で市債発行の依存財源が30.7%ということなのですよ。この部分が合併特例債とのリンク、これがどのように推移していくのかなという思いも持っております。そしてまた、交付金の関係も説明をいただきましたが、交付金も確定するまで時間もかかってくることですので、大まかな交付金が約20億ということでしたね。その部分以外にどのような財源を充てられているのか。それをお聞きしたいと思います。そしてまた、大きく取り崩した財政調整基金あるいは減債基金の扱い、当然事業をしていこうとすれば、事業に充てる基金というのは財政調整基金しかないわけですから、その財調を今後どのような形で活用していくのか。その辺をお聞きしたいと思います。

もう一つ、最後なのですが、予算編成にあたっては市民の付託に応えるべき予算措置をしていかなければならないということを私は強く訴えているわけなのですが、先ほど18年度では177億ほどを見ているということですが、給食センター等につきましても、これは当然住民の福祉の向上、あるいは食に関する教育の推進にあたっては非常にいい施策だということを思いますが、例えば大まかに教育委員会部局はこういうことを考えているのだと、市民健康福祉部ではこういうことを重点的に考えているのだと、例えば事業部の産業土木、それぞれの部分ではどういうことを重点的に考えているのだということは、合併して今のこの時期になったら、そこそこのことが恐らく掌握できていると思うのですよ。賢明な理事者の皆さんですから、その辺は私も期待して質問しておるわけですから、大体そういうような重点配備、それをお聞かせ願いたいと思います。

次に、住民福祉の関係でございますが、少子高齢化対策、これはさまざまな要因があつて少子高齢化ということを迎えているわけですが、これは一方的に言えば行政だけの責任ではなしに、やはりみんな市民と共に協力をしていかなければ解決する問題ではないと思

うのですよ。行政だけの問題で少子高齢化が防げるといったら、これは大きな間違いだと私は思っております。例えば、行政にできることはいったい何だということについて、子育てプランだとかさまざまな乳幼児支援、学童保育以下さまざまなものを、まずはいろんなメニューを出してかかっておられますが、先ほど申し上げました理由は、教育にお金がかかり過ぎるということがまず第1点なのです。この教育にお金がかかり過ぎるということについては、私はこれは行政の方で解決できる部分ではなかろうかなという思いを持っております。そして、「高齢で生むのがいやだから」33.2%、これはお互いに個人の個体の差で、年いったから生むのがいやだと、これはもう個人的なことでございますので、それについては致し方がないとして、例えば「子どもが伸び伸び育つ環境ではない」というのも20%、先ほど森田議員が教育委員会の方に学校安全についての質問をされておりましたが、やはり昔と違って本当に伸び伸び育つ環境というものは見られませんわね。この辺なんかだったら、野原で思い切り駆けてみようかということになると、河川敷公園に行かなければそういうものはない。僕らの小さいときは、どこを見ても野原があって、自由に駆けずり回り、さまざまな体験をいたしました。夏休みなんかは特にそういう部分が、やはり夢があり冒険があり、さまざまなことで私らは大きくなった時代です。ところが、悲しいかな、今の子どもはそういうものがございません。それはあえて行政の方で、今これをしろと言ったって、なかなか難しい部分でございますので、それはやはり時間をかけて周辺整備をしていかなければならないということを私は思います。だから、その辺の考え方はどうかということです。

特に、お母さん方ですね。今、若いお母さん方が一番悩んでおられるのは、育児に対して心理的、肉体的負担に耐えられないというのがかなりの部分で出てきているのです。心理的な部分は、やはり心理カウンセラー、あるいはさまざまな角度から行政としてもそういう方がいらっしゃると思うのです。一つでもそういう心理的、肉体的負担というものを和らげていく。そういうような施策、ただ乳幼児の何とか、支援、学童、様々な福祉、保健、医療、教育とが一体化したという文章表現は確かにいいのですけれども、その中身がどこまで伴っていくかということはいまだに、アンケートの中で浸透していないから心配して出されてくるというのが一つの現象ではないかと私は思います。だから、やはり少子高齢化現象というのはそういう部分で取り消す部分、そういう部分を行政はどういうように考えて今後対策を講じていかれるのか。その辺をお伺いしたいと思います。

次に、介護保険抑制施策についてでございますが、この部分については、施設が県平均

より高いからこういう保険料の部分になってくるということでございましたが、私も市長の言葉での回答でございましたから、そうなかなかメモることもできませんでしたが、まずは健康づくり、65歳から85歳の方についての健康づくり、健康づくりによって寝たきりをゼロにしていくという、そういうこともございましたが、例えば健康づくりの中で何をどういう形でやっていかれるのか。また、さまざまな介護保険抑制につながる活動啓発誌を出していくとか、さまざまなことをおっしゃいましたが、まずは文書ではなしに現実どういう形をしていったら介護保険の抑制ができるのか。例えば、税制で先ほども私は申し上げましたが、かなり高齢者等に対して負担が多くなっていくわけですね。例えば、医療費の場合は所得割より高齢者に対する2割負担、70歳以上でも適用ということになってきますね。そして、老人所得控除額が廃止になりましたね。これはまた確定申告なのですが、年末調整で50万円以上からは廃止、これは国の制度なのですが、廃止になっております。また、老人の65歳以上の方で年間125万円所得者に住民税の課税がされてくるということですね。平成17年度では3分の1、平成18年度では2分の1課税ということで、19年度より全額徴収という形になってきます。配偶者控除について38万円というのは廃止になっておりますね。年金受給者に対して所得額の天引きをされ、さらに介護保険料は徴収されていくという、すさまじい税制改革ということですね。そうした中で、介護保険料だけが上がっていくと、本当にお年寄りなど生きていけるのかなというような思いがします。それは裕福なお年寄りもたくさんいらっしゃいますが、やはり本当に生活困窮者、あるいは中層以下の方でも大変なのですよ、この税制改正によって。やはり私が申し上げるのは、理屈じゃなしに、介護保険をどうしたら抑制できるのかと。よろしいではないですか、一般会計から持ち出しても。要るものは要る、抑制するものは抑制する。やはり一般会計、みんなから集めた税金もそこへ投入する。当然介護保険料ももらっているわけですから、そういうような施策の構築をしていかなければならないと思うのですね。

次に、産業土木の件でございますが、複々線化用地につきましては、せんだって私ども地域活性化特別委員会を開いたときに、市長の方がお留守だったので、記者会見か何かがあって中座されて、我々委員と職員さん数名とが議論を交わした中で、私はそのときに申し上げたことと同じことを申しています。本当はそのときに市長がいてくれたらまともに伝わるとは思うけれども、やはり特別委員会という一つの権威ある委員会ですので、それが先に入っていたら、市長はどうしてもその席には出てもらわないと意思疎通ができません

ので。だから、市長の都合の悪い日は変えて委員会を開けばいいわけですから、だからそれだけは心に留めておいて下さい。市長不在で何ぼ委員会を開いても、最高責任者のいない中での委員会などというものはどうしようもないです。思いが伝わりません。それだけは私は申しておきます。

複々線の用地の取得も、住民が待ち望んでいる複々線なのですが、これも以前は守山市野洲郡複々線連絡協議会というものがあまして、それがいつの間にかしら立ち消えになったわけですね。その後また、今度、今説明があったように、4市でこの複々線化について対応していきたいというような回答でございましたが、実際、要望等をされて感触があるのかないのか。ないものをつこくつこく引きずっていても、これも困ったことですから、やはり私はちょっとでもあるように前へ前へという思いも持っていますが、以前は野洲駅の状況を見ても、ダイヤ対応ができるのではないかと。今5分に1本ぐらい出ているのですか、それで対応していけばいいのではないかということでしたね。だから、その辺について見込みがあるのかないのか、お願いいたします。

イオンの問題は、それでよろしいです。

最後に、図書館の嘱託職員さんの採用でございますが、38人中5人という厳しい状況の中で、この38名というのは全部司書の免許を持った方が受けられておるのか。また、試験ですが、あくまで学科試験だけで選ばれたのか。その辺の見解をお伺いします。

そして、農業所得です。農業所得については、それぞれに考えていかなければならない。税務署の何だけで対応できればいいわけですが、恐らく市役所に殺到すると思います。だから、それを未然に防ぐために、どのような手だてを市としては考えていかなければならないのか。その辺の見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩いたします。

（午後2時38分 休憩）

（午後2時58分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 鈴木議員の再質問に、総務部の関係するところをお答えさせていただきます。

まず、1点目の財政関係についての再質問で、先ほど市長が答弁で来年度予算案につい

て自己財源50%を見込んで、希望的観測を含めましてお答えをしたわけでございますけれども、それについて具体策はあるのかというご質問でございます。自己財源50%を確保できるのかということでございますが、今議会の決算につきましては、平成16年度下期の決算でございます。これは例年通年のような比較はできないということは今までの説明会でお話をさせていただきました。この自己財源比率が44.1%になりましたのも、下半期の決算の中で起こっている問題でございます。これを旧2町と野洲市のざっとしたトータルでございますけれども、それで見ますと大体自己財源比率は50%超になっておりますので、いろいろこれから財政事情は厳しいところがあるわけでございますけれども、来年度何とか50%は確保できるのではないかと考えておりますので、ひとつご理解のほどをよろしく願いいたします。

続きまして、市債の発行の関係で、合併特例債とのリンクの問題でございますけれども、平成17年度9月補正後でございますけれども、今年度起債29億3,910万でございます。このうち合併特例債が13億2,690万、約45%予定しております。当然合併特例債については、後年次交付金算定にはね返るということで、次年時以降できるだけ市にとって有利な方法ということで、できる限り合併特例債の比率を高く、起債のうちの比率を高くという形で臨んでいきたいと思っておりますので、ひとつご了解をお願いいたします。

そして、交付金以外の財源はどの辺に求めるのかというご質問でございます。交付金以外こういう厳しい情勢の中でございますので、具体的にという、これという形ではお示しできないわけですが、やはり財源を求めるとなれば、今市が所有しております財産の売払収入を検討しなければならない時点があるのではないかと。そして、もう一つは遊休地の利活用もやはり検討していくということで、具体的にどの土地ということはございませんけれども、一応こういうようなものも行財政改革の計画の中では一つの大きな検討項目であると考えております。

続きまして、財政調整基金の活用ということでございますが、一般論になると思うのですが、やはり財政調整基金を有効に活用しまして、この困難な時期を乗り切ってまいりたいと思っております。

そして、来年度の各部の重点項目をお聞きしたいということでございますが、今現在総合計画の策定を、内部協議を行っておりますので、先ほども言いましたが、来年度予算の編成にもまだ取りかかっておりません。そういう中で、この総合計画の議論の中で、各部の重点項目、近年時、また長期的にかけてどういうものであるかを整理していきたいと考

えておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

そして、複々線化の用地に関する問題で、議員からご指摘がございました旧の守山市野洲郡の複々線化の促進協議会につきましては、休眠状態になっていたわけでございますけれども、事務レベル、行政サイドではやはりこれは守山市にとっても大きな課題であるという共通認識に立ちまして、先般会議をやり、これから具体的に進めていきたいと思えます。そして、やはり新幹線の問題を含めまして、湖南の大きな課題であるということで、栗東市、草津市も含んだ4市での取り組みも進めてまいりたいと思えます。今までの要望で感触があるのかというご質問でございますけれども、正直なところ申しまして、今までの要望ではなかなか感触は得られておりません。そのために、やはり先ほど言いましたあらゆる手を考えて、創意工夫して、また議員の皆様方もご協力いただきまして、一つでも具体的な感触が得られる方向へと進めてまいりたいと思えますので、ひとつよろしく願います。

そして、図書館職員の試験内容、また司書資格の件でございますが、図書館職員の嘱託職員につきましては、当然応募におきまして司書資格は必要という形で、司書資格を取得されていることが受験資格ということになります。試験内容につきましては、口述試験、面接でございます。そして、専門試験、筆記試験でございます。そして、作文試験と、この3つの試験を行いまして採点し、合格者を決めているということでございます。

続きまして、農業所得に対する市の対応でございますけれども、鈴木議員が申されておりますように、課税担当の税務課にとりましても、この農業所得が標準課税方式から変わるというのは大きな課題でございます。そのために、湖南4市が草津税務署の方へ具体的に要望しているというのが現状でございます。ただ、今現在、市としてできないというのは、あくまでこの所得につきましては税務署の見解がベースになってきますので、市の税務担当が勝手に判断しまして農業者を指導しますと、そこに問題もまた出てきます。そういう中で、まだ税務署の方もきちとした情報が固まっていないというのですか、提出がございません。そういう中で、今現在のところ4市共情報を待っていると。そして、やはり所得税でございますので、税務署が責任を持ってきちと農業者の皆さんに説明会を開いてほしい。また農業団体等への説明をお願いしたいということでお願いしているのが現在の状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 鈴木議員の少子高齢化対策の再度のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の少子化の問題でございますが、若い母親が悩んでいることは、育児に対して心理的な部分で、今後どうその負担を和らげるために対応していくのかというご質問でございますが、心理的な負担の軽減というのは、身体的な軽減よりも非常に難しい部分がございますけれども、母親として母性が一番育っていくというのは出産を周辺とした妊娠中から出産の時期、こういう時期が一番母性が育っていく時期でございます。そういう意味で、母子保健の視点からでは、新生児訪問を助産師あるいは保健師による訪問を徹底してまいります。また、育児につきまして、同じ育児をしている母親同士のつながりというのは非常に支えになりますので、育児サロンあるいは育児グループの結成をいたしまして、それを全面的に支援するというふうな対応を図っております。また、乳幼児健診でございますが、従来の乳幼児健診でございますと、疾病の早期発見ということが大きな役割ございましたが、最近はむしろ育児と一緒にどう楽しんでいくかというふうな視点に変わっておりますので、乳幼児健診等の中でお母さんの心理的な部分を支えてまいりたいというふうに思っております。

また、児童福祉の分野では、現在各保育園で大切な子どもをお預かりして、子どもの発達を支援しておりますけれども、最近はむしろ子どもの発達も含めて家族全体を支えていくということで、保育士さんも非常に大きな役割を担っていくということで、保育士さんの方も心理的な部分の勉強に既に入っているというふうな状況でございます。即これらの対応が全面的なお母さんの育児の心理的な負担の軽減ということには効果が表れるということには、まだ未定な部分がございますけれども、とりあえず積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、もう一点の高齢化の中で介護保険料の抑制を具体的にどうやっていくのかということがどうも見えてこないということでございます。今回、ご存知のように国が介護保険の大きな見直しということに、いかに介護保険料を抑制していくかというところで大きな見直しがありました。この中で国が示しましたのは、要介護度1あるいは要支援の方に対する新予防給付を新たに設けました。それに、なおかつ、この介護保険の該当にならないように、虚弱老人、こういう方を対象に、地域の中でいろんな事業をやることによって、介護の対象にならないようにということで国が示したわけです。特に、先ほど市長が申し上げましたように、全国でいろいろな事業、効果が表れる事業をモデル的に、国は

3年前から全国でテストをしまして、この事業は非常に効果が表れるというふうに示しましたのが、先ほど市長が申しあげました筋力トレーニング、あるいは口腔ケア、栄養の改善、閉じこもり予防、認知症の対応、あるいはフットケア 足のケアでございますが、この事業につきましては非常に介護予防の効果があるということ年全国的モデルで示されましたので、この事業を来年度から私どもの方も取り組んでまいりたいというふうに思っております。

具体的にでございますが、来年度からこのような事業に取り組むことによって、どの程度の保険料の抑制ができるのかという金額を大体試算をしておりますけれども、これらの新予防給付、あるいは今申しあげました事業を実施することによりまして、初年度第3期、18年以降18、19、20の3年間の中では約102円程度が介護保険料の抑制ができるだろうというふうに試算をしております。当然、この介護予防というのはすぐに効果が出てまいりませんので、次の第4期の介護保険料の改定の際には約140円ぐらいの抑制ができるのではないかという試算をしております。全国的に見ますと、かなり厳しい試算でございますけれども、今後こういう点につきましてもいろいろ国、県の情報を集めまして鋭意努力をしてみたいと思っております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 鈴木市朗君。

26番（鈴木市朗君） 若干付け加えて回答をお願いします。資金調達面での縁故債ということは、私はペイオフとの関係で質問をしたわけでございますが、そういうものについてのペイオフの関係はどうなっているのか。それを再質問したいと思います。

そしてまた、市民健康福祉部の方ですが、さまざまな方で回答をいただきましたが、まず少子高齢化においては、やはり市の施策の一環として、例えば3人以上生んだときはただにするとか、さまざまな何が、各市町村では出ていることがあるわけですね。だから、そういう部分をやはり考えてやってもらいたい。そういうような考え方はないのか。5人生んでいただいたら、もう5人全部無料にするとか、そういうことで一つの施策として出してほしいと思います。そういう考え方はないのか。

そして、産業土木の方でございますが、JRの複々線、大変でございますが、これはもうどんなことがあってもやっていただきたい、そういう思いでございます。さまざまな要望があろうかと思いますが、その辺を考えてやっていただきたい。これは要望でございますが。そして、祇王駅というのは、やはりどんなことがあっても必要だと思えます。必ず

その方向に向かって頑張っていたきたい。その中でもさまざまな解決していかなければならないものがありますが、その解決するのはまず第1点目は何なのか。それを再度お尋ねしたいと思います。

そして、次に農業所得でございますか、2,000戸の農家がございます。本当に市役所が混乱する。これは税務署の管轄なので、その辺についてはという何がありましたか、例えばやはり農協とタイアップしてやっていく、また個人税理士さんと対応してやっていく、そうしたような考え方がないのかどうか。その辺をお尋ねしたいと思います。

ちょうど時間となりましたので、終わります。

議長（秦 眞治君） 収入役。

収入役（阪口和夫君） 鈴木議員の再度のご質問のペイオフの関係でございますけれども、ご承知のように4月1日からペイオフが解禁になったわけでございますけれども、ご質問の縁故債だけに限りませず、私どもペイオフに関しましては十分な対応をとということで現在対応いたしております。したがって、市内の金融機関等との連携も果たしながら、ご意見につきましては、市内の金融機関につきましてはディスクロージャーといえますそれぞれ自己資本比率、こういう観点からも自分ところの自己責任の資料も提供いたしておりますので、そういう観点からも十分ペイオフに対応できるように今日まで努力いたしながら十分な保管、あるいは運営に努力しておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 鈴木議員の再々度のご質問にお答えいたします。

特に出産、少子化に対する市としての特別の対応策はないのかというご質問でございますが、この件につきましては6月議会におきましても、荒川議員、河野議員からのご提案がございました。そういう点では、この問題については、私どもも検討する課題というふうに受けとめておりますし、現在社会福祉課の方で、地域を進める会ということで、各地域に出向いておりますが、その中で育児の問題を市民の皆様と議論することになっております。そういう中でも、いろいろ市民の方のご意見等も伺いながら、今後の検討課題としたいと思います。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

J R 複々線については要望ということでございますので、私どもも精いっぱい頑張っていくしますので、ひとつよろしく願います。

そして、祇王駅でまず解決をしなければならない課題というのは、若干 J R と接触している中で、やはり乗降客の増をきちっと打ち出してこななければだめだと。そのために、やはり土地利用を明確にしていき、増が見込める絵をかいていく必要がございます。その辺で、今、総合計画、または都市計画マスタープラン等々、国土利用計画の策定をしておりますので、まずその問題点をその計画の中でどう位置付けてくるかというところ辺が課題だと思っております。

そして、次、農業所得についてでございますが、先ほどもお答えしましたように、鈴木議員から具体的なご提案、農協、税理士さんの提案をいただいているのですけれども、何分所得につきましては税務署が決定していくということでございますので、私ども 4 市におきましては、やはり先ほど言いました農業関係団体、あるいは税務署が働きかけていくということで、私どもは税務署に対して、やはりとても対応できない状況が生まれてくる。だから、J A さん含めて、一つにはこの制度がスムーズに移行できるようにという形で今現在要望活動をやっているという状況でございます。具体的にそれぞれの所得の方法が決まってきましたら、税務署の見解がはっきりしてきましたら、またそれに基づいて J A さんも動けるし、市の方も動けると思うのです。というのは、今現在自家野菜の単価のとりえ方、そして電気代、また油代等の自家消費との案分率の問題、農業倉庫の減価償却の基準の問題、この辺がまだ明確な税務署としての見解が出ていないというので、勝手に市が、今現在農家の方々に説明すると、そこにまた問題点も発生してくるというような状況でございますので、もうしばらく、済みませんけれどもお待ちいただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 次に、豊政会 原田 薫君。

15 番（原田 薫君） 豊政会の原田でございます。会派を代表いたしまして質問をいたしたいと思っております。その前に一言、昨年 10 月に合併いたしまして、はや 1 年が経つわけでございます。そういう中で、市民の皆様から、合併してよかったのか、悪かったのか、現状はどのようになっているのかと、大変不安を持たれていることは再三聞くわけでございます。毎月広報で知らずものの、末端までなかなか浸透していないというのが現状であると思っております。そこで、我々豊政会は、市民の皆さんに応えるよう会派の勉強会をいた

しているところでございます。そんな勉強会の中からもいろいろと意見が出ました中を、本日7点にわたって質問をさせていただきますので、ご答弁よろしくお願い申し上げたいと思います。

では、まず第1点目、行財政改革について質問をいたします。地方分権一括法制定後、国と地方の関係は上下・後見的指導関係から対等協力関係となり、地方公共団体は自己決定、自己責任原則に基づき、国からの画一的規制を受けることなく、地域の特性や地域住民の意思に沿った特色ある施策を推進する制度となりましたが、なお残される問題も多くあります。地方財政構造を根本的に解決するには、国からの税源移譲を進めることが必要で、このことが三位一体改革の主要な目的になっています。国の財政が悪化している今日、これまでのように地方が国からの交付税や補助金の財源の多くを依存できる状態ではありません。このことを踏まえつつ、国と地方の財政はどうあるべきかについて、それぞれ明確なビジョンを持つ時期に来ております。国は地方財政に急激にかつ大きな変化を生じさせないこと、都市と地方の格差を拡大させないことに充分配慮しつつ、今後の補助金、地方交付税、税源移譲について展望をはっきり示すことが必要です。また、地方はこれから財政的により厳しくなることをしっかり見据えて、地方自治のあり方について基本的な方針を固める必要があります。

このような中で、原課では18年度の予算原案の作成事業にかかっておられると思いますが、18年度の予算の歳入見込み、減少する法人税、固定資産税などの見込み、収支バランス見込みについてお伺いいたしたいと思います。

また、こうした厳しい環境の中で、予算を検討するわけですから、公共事業削減を補うものとして、合併特例債を財源とした公共事業の実施を進めることとなります。合併協議中で確認された事業の推進について、優先順位、規模等につきお伺いいたしたいと思います。

また、懸案の給食センターの建設について、一日も早い建設で子どもたちに良質の給食を提供し、食の大事さ、命の尊さを学んでいただきたいと考えていますが、予定金額の24億円については、センター規模、工事内容等を精査し、再検討する必要があると考えますが、お考えを伺いたいと思います。先般、国、県要望内容につきご説明をいただきましたが、いずれも焦眉の急を要する内容であり、野洲市の切実な要望を国、県が真摯に受けとめ取り組んでいただけるよう、さらなる積極的な要望活動を展開していただきたいものがございます。

次に、2点目の少子高齢化の今後の取り組みについてお伺いをいたしたいと思います。
深刻な少子化の進行に歯どめをかけ、若い世代が将来の希望と子育ての夢を持てるためには、これまでの施策の展開にとどまらず、本質的な問題解決につながる包括的、抜本的な対策が必要です。第2次ベビーブーム世代が出産、子育ての期にあるこの数年の間に実現されなければなりません。特に、誰でもいつでも利用できる保育サービスの実現は、待機児童ゼロ、一時預かり、学童保育の充実と共に、すべての地区で地域バランスのとれた保育所の整備が望まれます。兵主地区に保育所の新設を要望いたしたいと思います。

高齢者対策の中心的な施策は、元気で年をとるということですが、そのためのものであるべき健康を維持し続けられる体系的な施策が求められます。専門医によりますと、定期的な健診、生活への助言なども有効ですし、趣味や経験を生かした社会参加の機会の保障も大事なことです。もちろん、生涯教育の充実や軽い運動、スポーツのできる施設の充実も大事な施策です。いわゆる寝たきりにならない、させない施策の充実が大切です。地域にあって自立した生活を支援する施策の充実を図る必要があります。野洲市においては多くの施設の取り組みを進めていただいておりますことについては、感謝を申し上げるところでございます。

高齢化問題で余り論議をされていませんが、シニア世代が社会を支える側として生活できる環境を整備することも大きな高齢化施策として取り組んでいかねばなりません。2006年をピークに人口減少時代に突入すると言われております。既に47都道府県のうち、4分の3に当たる35の道府県が人口減少県になっています。若い世代を含んだ20歳ぐらいから60歳程度までの方の現役の世代の人々にいかに住んでもらうか、その限られたパイを奪い合う自治体間競争も熾烈になっております。近江富士団地をはじめ、多くの大規模団地開発が昭和50年前後に集中したため、野洲市では60歳以上のシニア世代の割合が大きくふえています。三上小学校では、最盛期の3分の1以下の児童数になり、卒業まで1クラスのままクラス替えを経験しない子どもたちが多くなっています。また一方、野洲駅周辺では、新しいマンションへの新入者で人口増加の進んでいる地区も多く、その地区は市外から転入だけでなく、市内の他の地区からも現役世代で住み替えられた方も多くございます。

このように、同じ野洲市の中におきましても、マンションが建ち並ぶ駅周辺や新規一戸建て住宅が建てられている、人口が増加する地区がある反面、高齢化が進み、人口が減少している既存の住宅地など、地区間の差が顕著になっております。この現象を見る限り、野

洲市の高齢化対策として、まちづくりの活性化においてそれぞれの地区の特性に見合った細かな取り組みが必要になります。高齢化が進み、人口が減少している既存の住宅団地には、マーケットなども撤退し、日常の買物にも不便をしている現状であります。市内循環バス、コミュニティーバスの効率的運用をはじめ、マーケットの誘致や共同仕入れや宅配などの高齢者向けの施策の実現と共に、行政がイニシアチブをとって、地域コミュニティーと共に、そのような視点で既存住宅地の活性化対策に取り組むべきと思いますが、この点につきましてお考えをお伺いいたしたいと思っております。

次に、第3点目の教育についてお伺いしたいと思っております。3月の豊政会代表質問でも会派よりお尋ねいたしました。学校の安全対策についてお伺いいたします。寝屋川の小学校内殺傷事件を受けて、学校を本来の安全場所に戻さなくてはならないと、公立校、園施設の改善が実施されていますが、校、園がもともと地域に開かれたものとして設計、運営されているため、まだまだ多くの施設がその気になればどこからでも侵入できることになっており、不安であります。今後、安全対策についてもお伺いをいたしたいと思っております。

次に、学級の運営についてお尋ねいたします。小学校の低学年でも授業ができず学級崩壊に近い事例があると聞いています。荒れた、切れやすい子どもたち、無秩序な無法地帯となった学級、授業が成り立たなくなってしまった学級、つかみどころがなくわけのわからない子どもたち、学級崩壊を指してよくこんなことが言われますが、学級崩壊は子どもの問題だけでなく、教師にも問題はないのか心配です。低学年時の教育はいろんな意味でとても大切なものです。今問題にされている基礎、基本の力を付けるのは低学年で、小学校、中学校、高校とこれから先に子どもたちの進む道に欠かすことのできない基本の学習をすることが低学年です。学習面だけでなく、学校の中での生活、人と人との関わり、善悪の判断、よく言われる心の教育、人として心をつくっていく上での基礎になるものを学ぶ低学年であり、子どもたちにとって非常に重要な時期と考えます。低学年で複数の立ち回る子どもたちがいると授業にならないと聞いておりますが、学級崩壊というものではないかもしれませんが、現状、対策についてをお伺いいたしたいと思っております。

次に、第4点目、防災・安全対策についてお伺いいたしたいと思っております。昨年は災害が相次ぎました。災害はいつ、どこで起こっても不思議ではございません。日野川改修をはじめ、河川の改修については、災害を防ぎ、安全なまちをつくるためにも国、県への積極的な働きかけを進めていただきたいと思います。一方、地震に対する備えは急務です。琵琶湖西岸断層帯地震や東南海・南海地震もいつ起きても不思議ではない状況になっ

ています。地域防災計画は間もなく完成しますが、計画ができたとしても、地域災害への対応が実際に可能か、検証してみることが必要です。市内の自治会に自主防災組織の設置を求めてきましたが、組織率も低く、災害時の対応に不安を残しています。自主防災組織の現状、防災行政無線を利用した防災訓練の実施についてお伺いをいたしたいと思います。

また、安全について、近年の犯罪は都市化の影響も受け、凶悪化する傾向にあると共に、広域化、国際化しています。事件の広域化、国際化、凶悪化の現状と対策をお伺いいたしたいと思います。

次に、第5点目、農業問題についてお伺いをいたしたいと思います。平成17年3月、政府は食料、農業、農村をめぐる情勢の変化を踏まえ、平成12年3月に策定された基本計画を見直し、今後重点的に取り組むべき課題や施策を明らかにする新たな基本計画を策定しました。農業就職人口の減少や高齢化が進展する中で、地域農業の担い手を育成、確保すると共に、担い手への農業の利用集積を促進し、農業生産構造の脆弱化をストップし、構造改革を加速していく必要があります。集落営農の法人化や他産業並みの所得を目指す経営感覚にすぐれた農業経営が中心となった施策を、中心的に実施することになると思いますが、市内に多い兼業農家や家庭の農業経営者に対する支援も必要かと思えます。農業は農業従事者だけのものでなく、食料自給、環境保全など、国民生活や日本の経済社会のあり方と深く結び付いております。農業問題に対する市長の考え方を伺いたしたいと思えます。

続きまして、第6点目のまちづくり基本条例についてお伺いいたします。市長は3月議会の施政方針で、協働を自治体運営の基本にするため、仮称まちづくり基本条例の制定に向けて着手し、野洲市の最高法規として位置付け、行政への市民参加の保障や自治体運営の民主性と透明性を高め、公共サービスの充実につながる市民社会の活力創出に向けた協働の基本的な仕組みを定めていきたいと述べられ、政策推進部に市民活動促進課を設置し、市民活動把握やコミュニティー開発など、コミュニティーの自立のサポートをするとされました。市役所組織の欠点は縦割り主義ではありますが、市民活動促進課の働きは、自治体活動、NPO活動などのコミュニティーの活動を横断的にサポートし、自発的にコミュニティー活動の前進に一定の成果を挙げています。しかし、近年新しい住宅やマンションの開発、賃貸住宅の増加により、この野洲市にどのように住みたいのかの心の持ち方により、住民間の意識も大きく差が出てきています。このため、よりよいまちづくりには、市民参加、協働の推進が必須ではありますが、市民から見て市民参加、協働が単なる市役所の埋め

合わせに利用されていると考えるものであり、現在検討中のまちづくり基本条例の行方も不安です。協働とまちづくり基本条例のあり方について、市長の考えをお伺いいたしたいと思います。

また、個人情報保護法が制定され、プライバシー保護のもと、コミュニティー活動や互助活動に大きな制約が出ております。効果的な地域コミュニケーションの方法についてもお尋ねをいたしたいと思います。

最後に、第7点目、市役所の構造改革についてお尋ねいたしたいと思います。改革は郵政だけでなく、すべての分野で取り組まねばなりません。とりわけ、財政構造が大きく変貌する地方自治にとって、すべてに優先し、市民サービスを充実するためには、機構や職員の削減をはじめ、市役所の構造改革を大胆に推進しなければなりません。また、少数精鋭の職員体制では、何よりも市民のために労をいとわない職員像が求められ、職員の新規採用についても、採用基準も、話が聞ける、コミュニケーションがとれる、その項目が最優先になるべきです。市役所の構造改革、職員採用のあり方についてお尋ねをいたしたいと思います。

以上、豊政会を代表いたしまして質問を終わりますが、山崎市長に市民の期待は大変大きなものがございまして、市政の展望を明らかにし、勇猛果敢に安心、安全のまちづくりにチャレンジされることをご期待申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（秦 眞治君） 山崎市長。

市長（山崎甚右衛門君） 豊政会を代表されました原田議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、第1点目の行財政改革に関する質問でございますが、まず平成18年度予算の見込みについてお答えを申し上げます。今、企業を取り巻く環境は、回復基調にあった景気の中で、消費は伸び悩む傾向にあるものの、新たに原油価格の高騰により、輸入関連商品の値上げが予想されるなど、国内経済の先行きは不透明と言わざるを得ませんが、海外での事業展開が盛んな少数の企業からの法人税が大きなウエートを占めている本市においては、特に深刻な状況でございます。現在のところ、平成18年度の法人税収入の予測はできませんが、減収も覚悟しなければならないのはご指摘のとおりでございます。また、固定資産税におきましても引き続き地価が下落傾向にある中で、平成18年度は評価替えを迎えます。土地にかかる固定資産税の増額は望めないものと予測されます。家屋

におきましても、大規模な開発などによる新築の予定もなく、また償却資産では企業の市内での設備投資が増加傾向にあるとは言えません。一方、個人住民税では、老年者控除の廃止や公的年金控除の縮小により増収となる見込みではありますが、移譲財源につきましては比較的好調な平成17年度の水準を確保することが困難であると予想をしております。

このような中での歳出予算の編成は、大変厳しい状況であります。今後慎重に方針を立てまして、堅実な、しかも大胆な予算を策定していく所存でございます。18年度の主な事業についてのご質問がございましたが、大きなものを計画、あるいは合併協議で成り立っておりますものを若干申し上げますと、まず何と申し上げましても給食センターが一番に来ております。しかし、24億、これは大きいではないかということでございますが、規模の縮小はできないにいたしましても、グレードその他の問題を検討しながら、私は適正な価格は18億から19億ぐらいだと、こんなふうにも考えております。

次に、教育関係でございますが、祇王小学校の耐震補強工事が必要でございます。それに障害者の体育館の建設も必要でございますし、また公営住宅を、木部団地あるいは新上屋団地で建設をしていかなければいけないということもございます。また、約束を申し上げました生活道路、あるいは生活排水路について年間1億円の予算を計上していこうという約束をいたしております。これも大きく取り上げていかなければいけないと、こんなふうに思っております。

そこで、先ほどの議論ではございますが、一般財源の充当率が50%をとということでございましたが、暗に旧中主町、旧野洲町の一般財源を合体してみますと51%ぐらいにもなりますし、また、我々は3割自治という時代がございましたときには、30%の自己財源を持てば100%の仕事ができる、こういう時代がございました。しかし、今では経済情勢はそういうことではございませんので、少なくとも半分ぐらいの自己財源はと、こう思います。60、65ございましたときには、それなりの倍の事業ができてあったかということになりますと、若干の疑問もありますが、この一般財源というものは、絶えず分母によって充当率が変わりますから、あんまり簡単に言うべきものではございませんが、少なくとも半分ぐらいの自分の金は持ちたいと、これは願望でございまして、そういう予算の編成をしていきたいと、こういう思いでございます。

また、合併特例債の関連事業につきましては、合併時の新市まちづくり計画を引き継ぐ新総合計画を現在策定中でございますが、私は合併する以前からも、132億の全額を充当するという事は危険であろうということも言っておりましたので、できる限り、県と

の協議も必要でございますが、適債事業については見極めていきたいと、こんな予定をいたしております。

次に、第2点目の少子高齢化の今後の取り組みに関する質問でございますが、まず保育所の設置につきましては、今日まで地域の特性を踏まえて設置をまいりました。しかし、昨今乳幼児人口が野洲学区、北野学区の駅前周辺に集中しております。一方、三上学区、篠原学区では減少傾向にあります。保育所は広域入所が可能であります。将来の人口流動を考慮した保育園配置の検討が必要となってきます。なお、兵主地区に保育園の新設につきましては、地域での子育ての観点から、今後整備が必要な地域になるのではないかと考えております。庁内プロジェクトチームを組織いたしまして、地域的なバランスを含め、今後の保育施設のあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、高齢化対策といたしましては、誰もが安心して住み慣れた地域で健康で生きがいを持って暮らせるよう、サークル活動やげんきカードの発行等、各種の事業に取り組んでおります。また、虚弱高齢者につきましては、来年度の介護保険制度の改正に伴い、介護状態の重度化防止システムの確立と共に、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設など、住み慣れた地域でのサポート体制の充実を目指した施設を検討してまいります。野洲市の高齢化率は平成17年3月31日現在で16.5%ですが、市内の中学校区で比較しますと、15%から21%までの格差がございます。自治会別にはさらに格差は大きくなるものとなっておりますが、このことから、今後はさらに地域の特性に見合ったきめ細かな取り組みが必要になると考えております。現在、民生委員やボランティアが主体で高齢者のサロンがふえつつあり、地域のつながりも徐々に広まってまいっております。このように、地域住民が主体になって各種の団体、グループ、行政が連携して多面的な支援体制を確立していきたいと考えています。

次に、既存住宅地内の活性化対策であります。団塊の世代の人材活用が現在のキーワードの一つにもなっております。これらの人々が培われたさまざまなノウハウを地域でどのように生かし、活躍していただくかが、今後のまちづくりのポイントにも挙げられております。したがって、このような世代の方々と住宅地内の活性化について協議し、実情に合わせて可能性のあるものから順次実施に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

第4点目の防災・安全対策に関する質問でございますが、まず河川改修につきましては、引き続き国や県に対し、積極的な要望活動を行ってまいります。次に、自主防災組織の現

状についてであります。各種災害時に地域の防災活動が効果的に行われるよう、自主防災組織の設置に向けて、自衛消防隊、義勇消防隊及び婦人消防隊から、自治会挙げての自主防災組織への発展、結成をお願いしているところでございます。現在、自衛消防隊等の防火組織が82の自治会で設置されておりますが、自主防災組織として自治会及び東消防署からの報告を受け、確認をしている状況では、規約を定め結成された自治会、また地域で役割分担を決め活動されております自治会を含めると、17の自治会で組織化されております。また、防災行政無線を利用した防災訓練の実施につきまして、本議会に提案しております防災行政無線整備工事を本年度に完成し、運用を開始する予定であります。このことから、次年度から防災行政無線を活用し、通信訓練をはじめ、住民への警報、通報等の伝達訓練及び避難誘導訓練を重点として行うなど、訓練想定として組み入れたいと考えております。

次に、犯罪の状況と対策についてのご質問であります。最近の犯罪は広域化、スピード化すると共に凶悪化し、とりわけ近年暴力団による組織的、大規模な犯罪が多発し、社会を取り巻く環境はますます悪化している現状であります。また、少年非行の深刻化、侵入強盗の増加に加え、いわゆるおれおれ詐欺の他、架空請求詐欺のような事件が近年多発しており、治安行政は厳しい状況にあります。このような情勢を背景に、全国の警察を挙げての街頭犯罪抑止総合対策や、地域住民と警察の一体となった治安活動や防犯活動の取り組みを推進しております。こうしたことから、守山警察署管内にあっては、犯罪が本年7月末時点で昨年度と比較しますと、守山市が333件、野洲市では160件減少しております。当市におきましても、安全、安心なまちづくりを目指し、守山野洲防犯自治会で取り組んでいる各種防犯啓発や防犯パトロールを強化すると共に、守山警察署と連携を図りながら、ボランティアによる自主防災組織の育成に努めてまいります。

続いて、第5点目の農業問題に関する質問でございますが、近年国民の食の安全、健全な食生活に対する関心が高まっております。また、消費者等のニーズの多様化、高度化に、国内農業が対応できないことから、輸入農産物への依存を高めている状況があります。一方、農業就業人口の減少や高齢化が進展する中で、農業の構造改革の立ち遅れにより、農業の生産構造の脆弱化が進行いたしております。このような中で、農業情勢が今後さらに厳しくなるとうことを踏まえ、こういう状況を打開すべく、国においては新たな食料・農業・農村基本計画を策定されました。この中におきましては、需要に即した生産を行う、経営感覚にすぐれた農業経営が中心となった農業構造の確立に向けて施策を集中的、重点

的に実施することが明記されております。このため、本市といたしましても、農地利用の合理化や農業生産コストの低減、また農地の有効利用と遊休農地の解消を図るためにも、国、県、農協と連携をしながら、意欲と能力のある担い手に農地が集積するよう、担い手の育成、確保に取り組み、その上で小規模農家や兼業農家等も担い手たる集落営農に参画できるよう、集落営農の育成、法人化を支援してまいりたいと考えております。また、これらの施策を通じて、食料の自給率の向上を図り、そして農業が本来有する自然環境機能を発揮することにより、農業生産全体のあり方を環境保全に貢献する営みに転換し、農業者だけでなく、市民全体の生活を支える共有財産として、地域農業を振興してまいりたいと思います。

次に、第6点目のまちづくり基本条例に関するご質問にお答えいたします。まず、市民協働についての考え方ではありますが、市民との協働とは、個人でできることは個人で、個人でできないことは団体で、団体でできないときは行政と共に、を基本原則に、市民と行政がよきパートナーとして連携し、それぞれ自らの知恵と責任において地域社会をよりよく創造していくこととあります。つまり、自分たちのまちは自ら考え、自ら行動していこうという市民による自立的なまちづくりであります。昨今の急激な社会環境の変化や、市民ニーズの多様化に対応していくためには、ニーズの主体であり、その課題解決に向けて柔軟に対応できる市民の力をより一層まちづくりに反映させることが、行政の肥大化を抑制すると共に、市民サービスの向上につながるものと考えております。このことから、市民協働は地域経営の根幹をなすものとして、行政運営の大きな柱の一つとして位置付けをいたしております。そこで、市民活動促進課は、旧野洲町で進めてまいりました協働の理念を新市全体に拡充すると共に、市民活動の把握と促進に向けて、その取り組みを強化する組織として設置したところでございます。それぞれの課がその情報をもとに、具体的に協働推進していくこととなります。

また、現在準備を進めておりますまちづくり基本条例は、これらのことを裏付けるための法的根拠を持つというものでございまして、今までの協働の実績を参考にしながら、内容的には一つには協働についてのルールを明確にすること、2つ目には市民が参画する機会を拡充し、情報を共有すること、3つ目には協働していく人の輪をつくり、これを継続することが基本であると考えております。この法整備は、いわばまちづくりの民主化を促進するものであり、この意味において最高法規性を持つものとして認識をいたしております。

次に、効果的な地域コミュニケーションの方策についてであります。個人情報保護法の制定によりまして、個人情報保護に関する関心が高まっており、本市においても自治会長を通じて野洲市個人情報保護条例に基づきまして、個人情報の保護の収集に関しましてお願いをしているところであります。このことにより、自治会を中心とした地域のコミュニティー活動に少なからず影響が出てまいっております。これに対応する方策としましては、今のところ自治会で各世帯を巡回していただき、各戸の了解の上で聞き取りを行っていただき、自治体独自の世帯名簿なり、カードを作成し、管理をしていただく方法しか見当たらないのが実情でございます。いずれにいたしましても、自治会内の日常のつながりが自治会の基礎と考えておりますので、ふだんからコミュニケーションが図られる近隣関係を築いていくことが肝要であると思いをいたしております。

最後に、7点目の市役所の構造改革に関するご質問でございますが、分権社会の中において、地方自治体は自己決定、自己責任のもと、個人と自立を基本として地域課題に対応した市民基点の簡素で効率的な行政運営が求められております。本市においても、早急に行政改革の推進に取り組み、職員の削減はもとより、広く事務事業や組織等を見直すことにより、スリムで効率的な行政運営を図ってまいります。このような中、来年度の新規職員の採用では、一次試験は筆記試験となり、一般教養、専門試験のみとなっておりますが、二次試験では集団面接及びグループ討議、第三次試験では個人面接と作文による筆記試験を実施し、コミュニケーション能力、積極性、協調性に重点を置いた選考を行ってまいりたいと考えております。なお、今後の職員採用については、必要最小限の正規職員を補充してまいりたいと考えております。

以上が私の答弁とさせていただきます。教育関係については、教育長からお答えをさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 豊政会を代表されました原田議員の教育に関するご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の行政改革についてのご質問の中で、学校給食センターの建設に関する部分についてお答えをいたします。新しい学校給食センターの建設につきましては、現在用地の取得に努めると共に、基本計画、基本設計を発注いたしまして、調理設備等の検討に入ったところでございます。新しいセンターは、現在の野洲学校給食センター、中主学校給食センターの食数だけでなく、野洲中学校、野洲北中学校でのミルク給食を完全給食

とすること、副食3品とする中で、献立に工夫ができる調理設備とすること、野洲給食センターで外部委託してありました米飯を自所で炊飯することや、0-157発生以降の学校給食衛生管理の基準に沿った衛生管理面からの考慮等も必要となります。これらを含め、最小の経費で最大の効果を得られるよう、種々検討しながら節減に心がけ、おいしい給食を提供できる施設の建設に向け、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、第3点目の教育についてのご質問にお答えをいたします。まず、学校の安全対策についてでございますが、ご指摘のとおり、学校は物理的に開かれた構造で建設をしております。そこで、安全を確保するために、学校周辺をフェンス等で囲んで、正門や通用口を児童・生徒の登校後は閉じるようにしています。そのため、来校者には煩わしさがふえましたが、児童・生徒の安全のため、協力していただいております。今後も、保護者や地域の方に協力をいただき、学校の安全を図っていきたく考えます。

次に、学級の運営に関するご質問であります。現在、学級運営が困難な状況にある学級も幾つかありますが、学級崩壊と言える現状ではございません。ただ、急激な社会変化に伴い、学校教育に課題が増加していることは事実でございます。そのため、こどもたちにより充実した学習指導をしたり、受け持つ学級をよりよく経営したりできる教職員の資質向上は重要なことであり、本市では計画的に、また継続的に教職員研修を実施しまして、専門職としての力量の向上を図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 原田 薫君。

15番（原田 薫君） ただいま教育長、市長、丁寧なご答弁をいただきましたので、再質問はいたしません。今日代表して質問いたしましたことは、やはり住民の生の声でございますので、すぐ実行に移していただきますようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 以上で、代表質問を終了いたしました。

本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明3日から12日までの10日間は休会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、明3日から12日までの10日

間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る9月13日は午前9時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでございました。(午後4時05分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成17年9月2日

野洲市議会議長 秦 眞 治

署 名 議 員 中 島 一 雄

署 名 議 員 田 中 博